

予算特別委員会会議録

日時 平成24年3月19日（月） 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後3時25分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 齋藤 公夫
委員 高野 剛 鈴木 幹夫 石井 脩徳 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 桜本 広樹 森屋 宏
山下 政樹 早川 浩 木村富貴子 土橋 亨
飯島 修 望月 利樹 臼井 成夫 前島 茂松

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明

副知事 小沼 省二

総務部長 田中 聖也

福祉保健部長 古屋 博敏

観光部長 後藤 雅夫

公営企業管理者 中澤 正徳

知事政策局長 平出 亘

森林環境部長 中楯 幸雄

農政部長 松村 孝典

教育長 瀧田 武彦

企画県民部長 丹澤 博

産業労働部長 新津 修

県土整備部長 酒谷 幸彦

林務長 深沢 侑企彦

議題 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算
第28号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第29号 平成24年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第30号 平成24年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第31号 平成24年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第32号 平成24年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第33号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第34号 平成24年度山梨県県税証紙特別会計予算
第35号 平成24年度山梨県集中管理特別会計予算
第36号 平成24年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第37号 平成24年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第38号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第39号 平成24年度山梨県公債管理特別会計予算
第40号 平成24年度山梨県営電気事業会計予算
第41号 平成24年度山梨県営温泉事業会計予算
第42号 平成24年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要

総括審査日程表により、午前10時02分から午後0時04分まで自民党・県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時02分から午後2時03分まで明全会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後2時21分から午後3時25分までフォーラム未来の質疑を行った。

主な質疑等

質疑

鈴木委員

私は自民党・県民クラブの立場から平成24年度予算について質問をいたします。

横内知事におかれましては、暮らしやすさ日本一の県づくりの実現のため、第2期チャレンジ山梨行動計画を策定され、直ちに実行されてこられました。明年度はこれをさらに力強く推し進め、山梨の発展の芽を着実に育てていく重要な年度であると考えます。本予算委員会で活発な質疑により、今後の本県の発展に寄与する明年度予算が成立することを切に願うものであります。それでは、以下、質問に入ります。

（鳥獣害防止対策について）

最初に、当初予算概要52ページ及び54ページの鳥獣害防止対策についてであります。私はかねてより山梨を愛する者として、また、農業を営む者として、鳥獣害被害により県土の約78%を占める美しい森林が荒廃していくことや、丹精込めて育てた農産物が大きな被害を受けること等に心を痛めております。県ではこれまでもさまざまな対策を講じてこられてきたことは承知しておりますが、これから鳥獣害対策室の設置等もお考えいただく中で、県全体で一丸となって総合的な鳥獣害対策が実施され、鳥獣害被害がなくなることを願っております。

そこで、鳥獣害防止対策実践事業費及び鳥獣害防除事業費についてであります。中間山地域を中心としてイノシシ、シカ、猿などによる農作物等の被害は農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄の一因ともなり、さらなる鳥獣害被害を招くという悪循環が生じているなど、地域農業の持続性に影響を及ぼす大きな問題であります。県では鳥獣害被害対策として、管理捕獲や鳥獣害防止さくの整備などの対策を進めていることは承知しておりますが、明年度の鳥獣害対策関係予算についていくつかお尋ねをいたします。

まず、予算概要書の54項の鳥獣害防止対策実践事業費4,166万2,000円、鳥獣害防除事業費1,590万円、この具体的な事業内容についてまずお伺いをいたします。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。まず鳥獣害防止対策実践事業費についてでございます。この事業は主に市町村の鳥獣被害防止対策協議会が取り組む追い払いなどのソフト活動への補助を初め、野生獣に関する生態や、侵入防止さくに関する知識などの習得を通じた地域リーダーの育成を図るものでございます。

あわせて、この事業では総合農業技術センターにおいて、低コストで省力化などにつながる効果的な防止技術の研究開発を実施いたします。

一方、鳥獣害防除事業費は、鳥獣被害を防止し、農用地の保全を図ることを目的に、市町村などが行う防止さくの整備などを補助するもので、明年度は7市町村に支援を予定しております。以上であります。

鈴木委員

次に、被害防止を図るための先の本会議の答弁で、県では本年度内に鳥獣害防止柵整備計画を策定し、計画期間内に集中してさくの整備を図っていくこと

としておりますが、なぜ、今回、さく整備の計画策定に至ったのか、その計画は具体的にどのような内容であるものか、加えて、このような計画は他県でも策定されているものなのか、あわせてお伺いをいたします。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。農作物への被害をより一層削減していくためには、広域的に移動する猿やシカの習性に即した対策などが重要でございます。このため県といたしましても、市町村間の調整を図りながら効果的なさくの整備を促進する獣害防止柵整備計画を今月中に策定することとしております。この計画は、本県の被害の概要、その背景、獣種別の傾向を分析した上で、今後のさく整備などの取組方針を取りまとめたものでございます。今後はこの計画に基づき、毎年約70キロメートル、計画期間の4年間で合わせて275キロメートルの防止さくを重点的に整備し、これにより被害対策が必要な農地の防止率を、現在の約28%から約43%までに向上したいと考えております。

なお、このような計画は本県が初の取り組みであると考えております。以上であります。

鈴木委員 次に、予算概要の54項にある鳥獣害防止事業費の1,590万円の予算で、今お話がありました約70キロメートルもの鳥獣害防止さくの整備ができるのか、お伺いをいたしておきます。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。明年度は、御質問の県単事業でございます鳥獣害防除事業のほか、中山間地域総合整備事業などの国補事業を活用し、恒久的な防止さくを広域的に整備していきたいと考えております。防止さくに関するこれらの事業費につきましては、明年度約7億2,000万円を予定しているところでございます。

鈴木委員 わかりました。
次に、これまでイノシシを対象とした防止さくの地域へシカが新たに出没し、簡単にさくを飛び越えてしまうというケースや、それから、新たに猿が出没してさくを乗り越えてしまうというケースなども聞いております。ついては、獣種の変化などによりまして、既存の防止さくの効果が減少してきている地域へどのような対策を講じていくのかお伺いをいたします。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。獣種がイノシシからシカに変化してきている場合には、さくをかさ上げるなどの対策を講じ、また、猿が出没してきた場合には、電気さくへ変更するなどの機能強化を実施することが必要になります。こうした取り組みを県では、御質問の鳥獣害防除事業費により支援しているところでございます。以上であります。

鈴木委員 次に、農作物への被害防止はさくの整備とあわせて、地域に暮らす人々みずからが追い払いなどの対策に一丸となって取り組むことが重要であると思っております。これからの地域の取り組みを県が積極的に支援をしていくことが重要だと考えておりますが、県のお考えをお願い申し上げます。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。獣害防止に向けた地域の取り組みに対しては、中山間地域等直接支払制度などを活用して、追い払い活動やさく周辺の除草、老朽化した電線の張りかえ活動などを支援しております。

さらに、各地域において継続した被害防止活動が円滑に推進できるよう、鳥獣害防止対策の推進役となる集落リーダーの育成などを、御質問の鳥獣害防止対策実践事業で支援していきたいと考えております。以上であります。

鈴木委員

農作物の被害防止対策は以上といたしますが、次に、捕獲対策、特にニホンジカの捕獲対策についてお伺いをいたします。

平成22年度時点の県内のシカ推定生息数を約3万6,000頭と推定しており、年間6,000頭台の捕獲では今後も生息数は増加傾向が続くものが予測されております。このため平成24年度は1万2,000頭を捕獲とするという新たな目標を設定し、これにより5年後には適正生息数と言われている4,700頭程度まで減少させる考えと聞いております。

本県の県土面積は4,465平方キロメートル、そのうち約78%を森林が占めているわけでございます。また、シカの分布は最近平地から約標高3000メートルにまで及んでいると聞いておりますが、このような広いエリアを生息している本県のシカの適正生息頭数を4,700頭程度としている根拠は何かをお伺いをいたします。

中楯森林環境部長 シカの適正生息であります。環境省が策定しております算定基準を参考といたしまして、本県では保護管理計画において3つのゾーンに分けて算定をしております。

1点目ですが、農林業ゾーンとしている標高1,000メートル未満の地域につきましては1平方キロメートル当たり1頭。生態系保存ゾーンとしている標高1,000メートル以上の鳥獣保護区内で1平方キロメートル当たり1～2頭。それから、共生ゾーンとして標高1,000メートル以上で鳥獣保護区以外の地域では1平方キロメートル当たり2～4頭としております。

これを県下全域に当てはめて試算をいたしますと、約4,700頭となるというふうに試算をしております。以上です。

鈴木委員

今、根拠を聞いたんでございますが、平成22年度の捕獲実績は過去最高の6,300頭に上っているとのことであり。来年度にはこの捕獲数を約2倍に当たります1万2,000頭を捕獲するということではございますが、通常行う狩猟においても、また、県や市町村から委託を受ける管理捕獲を実施する上でも、猟友会が行う役割は大変大きいものがあるわけ。会員も高齢化し、それから、射撃技術の低下が懸念される中で、猟友会の支援をしっかりと目標の捕獲数を確保するような環境づくりをしていくことが重要と考えますが、県の対応をお伺いをいたします。

横内知事

委員の御指摘のように野生鳥獣害対策を進めていく上で、猟友会の皆さんに担っていただいている役割というものは大変大きなものがございます。猟友会の皆さんがこの捕獲活動というものを十分にしっかりと実施していただけるような環境づくりを進めていくと、これはもう県の大事な役割だと思っております。

そこで、来年度におきましては、猟友会の方々の射撃技術の向上を図っていくために、県外に幾つか射撃場があるわけでございますが、そういうところへ行って射撃訓練を行う、それに対して旅費を助成をするということを行いたいと考えております。また、猟友会の会員の皆さんの安全を確保するという観点から、ハンター保険というものに入っていたりいただかないかと思っておりますので、そのハンター保険に入るということについて10分の10の支援をしていきたい

と考えております。さらに、新しく狩猟の免許、猟銃であれあるいはわなであれ、狩猟の免許をとられた方々の実践的な捕獲技術というものを習得をしていただくということで、そのための技術向上のための研修ということも実施をしていきたいと考えております。

鈴木委員

ありがとうございます。以上で鳥獣害対策についての答弁をいただきましたが、24年度しっかり対応いただきたいと思うところでございます。

（青年就農給付金交付事業費について）

次に、当初予算概要の43ページの青年就農給付金交付事業費についてであります。

本県の農業は、農業従事者の高齢化や減少などの課題を抱え、農業生産の減少や農村活力の低下、それから、農村景観への影響が懸念されております。このような状況の中、本県農業が将来にわたって持続的に発展するためには、毎年多くの新規就農者を確保する必要があります。フランスでは若者の就農を支援するため、1970年代から一定の就農交付金を交付しており、この政策によって若い農業者の割合が大幅に増加するなど成果が上がっております。そこで、新規就農者をふやすには、このような個々の農家への支援が必要であります。

そこで、まず、予算概要の43項の青年就農給付金交付事業費2億1,763万円のねらいと具体的な事業内容についてお伺いをいたします。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。本事業のねらいは持続可能な力強い農業の実現に向け、新規就農者をふやし、将来の農業を支える人材を確保するため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることにございます。本事業は就農前の研修期間において最長2年の給付金を交付する青年就農準備型給付金と、就農直後の経営が不安定な期間において最長5年の給付金を交付する青年就農経営開始型給付金の2種類から構成されており、給付金の年額はいずれも150万円となっております。以上であります。

鈴木委員

次に、本事業は就農希望者や新規就農者の直接支援をすると、これまでにない事業でございます。できるだけ多くの方々に活用してもらいたいと思っておりますが、そこで、この事業の支援対象の要件と支援対象者をどの程度見込んでいるのか、お伺いをいたします。

松村農政部長

ただいまの質問にお答えします。まず、青年就農準備型給付金の主な要件でございますけれども、就農予定時の年齢が45歳未満で独立・自営就農または雇用就農を目指すこと、県の認める研修機関、先進農家でおおむね1年以上研修することなどが要件となっております。

次に、青年就農経営開始型給付金の主な要件でございますけれども、同じく就農時の年齢が45歳未満で独立・自営就農であること、就農する市町村の地域農業マスタープランに位置づけられていることなどが要件でございます。

支援対象人数でございますけれども、県農業大学校の在校生への希望調査や新規就農者数の実績などをもとに、要件に該当する人数を求め、青年就農準備型給付金では39人を、青年就農経営開始型給付金では100人を予定しております。以上であります。

鈴木委員

次に、本県の主力品種である果樹では、一年一作で高い技術が求められてお

りまして、経営開始後安定した所得を得るまでには最低5年ぐらいかかること、本県の新規就農者の確保対策として、この青年就農給付金事業に大いに期待をするところであります。

そこで、この質問の最後になりますけれども、県では、ただ給付金を交付するだけでなく、就農あるいは経営安定がしっかりできるようなフォローアップも必要だと考えておりますが、県は給付金を交付した方々に対して、どのように支援していくのか、お伺いをいたします。

松村農政部長

ただいまの質問にお答えします。県では事業の実効性を高めるため、普及センターが中心となって、準備型では研修計画、経営開始型では経営開始計画の作成や、その達成に向けての指導を実施することとしております。さらに、県や市町村、JAなどで構成し、農務事務所ごとに設置したニューファーマー応援チームが中心となって、就農や就農後の経営安定の課題となる生産技術の習得や、農地の確保や農業機械の取得などについて、きめ細かい支援を実施したいと考えております。以上であります。

（農地利用集積円滑化促進事業費について）

鈴木委員

質問の最後の項目になりますけれども、当初予算概要の36ページの農地利用集積円滑化促進事業費についてであります。

県の説明によりますと、担い手対策は着実に進められているようでございますけれども、これからの担い手が大いに活躍するためには、活動の基盤となる農地が必要だと思います。しかしながら、新たに農業を始めようと考えている人たちが、農地の確保が難しいという声が多く耳にするわけでございます。

一方で、本県の農業従事者の平均年齢は67.8歳でありまして、数年後には70歳台になることは避けられない状況になっております。このままでは農作業を行うことが非常に難しくなって、農業の継続をあきらめてしまう農家がますます出てくるものと予測されます。農地の確保が難しいという背景には、こうした耕作が困難になった農家等から、今後本県の農業を担っていく次世代への農地への流動化が思うように進んでいない、そんな状況があるからだと考えております。高齢化による耕作放棄地の発生が懸念される中で、農地の流動化を促進し、新たな担い手へ農地を集積する対策が待ったなしの状況であり、大変大きな課題であると思っております。

そこで、まず、予算概要の36項の農地利用集積円滑化促進事業費1,883万4,000円の事業の仕組みについて、まずお伺いをいたしておきます。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。この事業でございますけれども、農地所有者からの委任を受けて農地の仲介を行うほか、新規就農者の農地相談窓口としての機能も期待されている農地利用集積円滑化団体に、農地の権利関係の調整などを行う農地調整員の配置を支援する事業。この円滑化団体の指導を行う農地利用集積アドバイザーを県の農業振興公社に配置する経費を助成する事業。農地調整員や篤農家など、現場で協力を求める方を対象とした農地制度などの研修会を開催する事業などから構成しているものでございます。以上であります。

鈴木委員

今の説明では、農地の利用集積円滑化団体が、今後大切な役割を果たしていくように思われますが、特に本県では果樹園の流動化をもっと進めていかなければならないと考えております。現在、円滑化団体の設立状況はどのようなのか、どのようになっているか、お伺いをいたしておきます。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。現在までに農地利用集積円滑化団体は20市町村が設置したところでございます。残りの7市町村についても明年度に設置するよう働きかけを行っているところでございます。

なお、多くの果樹産地を抱える峡東地域においては、JAフルーツ山梨が昨年6月に円滑化団体になっており、JAふえふきにおいても明年度円滑化団体になる予定と聞いております。以上であります。

鈴木委員 最後にありますが、こうした農地の利用集積円滑化団体をただ置くだけではなく、担い手等の農地の相談にこたえるよう、しっかり機能することが大切だと思います。そのためには現場を動かすための人と人とのつながりによる地道な取り組みが重要であります。

そこで、県ではどのような体制のもとで、現場における農地の利用集積を促進していくのか、最後にお伺いをいたします。

松村農政部長 ただいまの御質問にお答えします。担い手への農地利用集積の促進を図る県内の体制を築くために、まず円滑化団体がしっかり機能するように農地制度に詳しい専門職員の配置を支援していきたいと考えております。また、地域事情に精通した篤農家などにも協力を求め、農地を借りにくい新規就農者の農地取得をサポートしていきたいと考えております。さらに、円滑化団体や生産者団体、担い手対策や農地制度を所管する関係機関と連携して、県が主体的に農地の利用促進に取り組めるように、関係団体などで構成する農地利用集積推進会議を新たに設立したいと考えております。以上であります。

鈴木委員 どうもありがとうございました。3項目、農業問題をさせていただきました。答弁をいただき本当に心強く思うんですけども、ことし一懸命この3点、農業問題等をお願いをしまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費について)

石井委員 今回は福祉・医療に関する分野に絞って幾つか質問いたします。

まず、当初予算概要の70ページにあります介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業についてであります。

近年は家族の介護力も低下しており、高齢化の進展で一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加なども見込まれ、在宅介護に限界があるのも実情であります。特に介護度が重くなるほど在宅生活が難しく、施設への入所を選択される方もおられるわけでありまして。ところが、特別養護老人ホームへの入所は待ち期間が長く、なかなか施設に入れられないという状況が続いています。このため地域の状況を踏まえ、特別養護老人ホーム等の介護基盤の充実は重要な課題であります。この基金事業は施設整備のための予算ですが、今回計上額2億5,000万円余は本年度の当初予算の18億3,000万円余と比べるとかなり少ないわけです。

そこで、明年度はどういう事業内容となっているのか、まず伺います。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。本年度、平成23年度につきましては第4期計画期間中で整備量が最も多く、この基金事業によりまして地域密着型特別養護老人ホーム等22施設の整備、そして、8カ所のスプリンクラー等の設置に対して助成をして、そのため事業費が大きなものになっていると

ころであります。

このような中で、国はさらなる整備の促進を図るために本基金事業の実施期間を1年間延長いたしまして、平成24年度末までといたしました。このため第5期計画の初年度となる明年度は、残余の基金2億5,000万円余りを活用いたしまして、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備や、それから、既存事業所の防災改修等を支援をし、新計画の促進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

石井委員

明年度についても、基金をむだなく活用し、必要とする施設整備を着実に促進されるよう期待するものであります。

さて、介護施設整備については地域の高齢者の実情を踏まえ、計画的に行っていくことが必要であります。平成21年度から本年度までの第4期では、これまでの整備量や施設入所の申し込みの状況等を勘案して、市町村介護保険事業計画を基本に、国の経済危機対策として介護基盤の緊急整備を図るために創設された、この基金事業による上乗せ整備分を加えて整備しています。

そこで、県では第4期における施設整備に当たって、どのような整備方針で取り組み、どういう整備状況となっているのか伺います。また、第4期の施設整備に取り組まれる中で、特別養護老人ホームの入所待機者の状況はどうなっているのか、あわせて伺います。

古屋福祉保健部長

お答え申し上げます。本県におきましては平成18年度から、住みなれた地域での生活を継続できるということを基本といたしまして、地域密着型の整備を進めておりまして、第4期計画におきましても、こうした考え方に立って策定をしました市町村の計画に基づいて、計画的な整備に取り組んできたところでもあります。第4期では当初の計画に加えまして、この基金を活用して積極的な上乗せ整備に取り組んだことから、地域密着型特別養護老人ホームにつきましても、計画値の1.5倍の435床であり、これに認知症高齢者グループホーム等を加えたいわゆる施設・居住系サービス全体では、1.3倍の639床の整備が図られる見込みであります。

施設整備の進捗に応じまして、一定程度の待機者の解消が図られているところでありますが、昨年4月1日現在、特に入所の必要度が高いと見られる在宅で要介護4ないし5の方の入所申し込みは1,368人となっております。今後さらに施設整備を進めていく必要があると考えております。以上でございます。

石井委員

ただいまの答弁を伺いますと、施設入所についてはまだまだ県民の要望にこたえ切れていないとは言えません。入所待機者の減少を図るためには、明年度からの第5期の計画期間においても、特別養護老人ホームなどの施設整備を着実に進めていく必要があります。しかし、待機者が著しく多い市町村などの場合、市町村が行う地域密着型の施設整備だけでは、待機者の解消を図っていくことが困難な場合も想定されます。これまでも私たち自民党・県民クラブでは、今後さらにふえると見込まれる要介護者の対応を図るため、県としてもっと定員の多い広域型の整備も必要ではないかと提案してきたところでもあります。今議会の本会議において、知事から今後の施設整備の方針について、広域型の整備も含め計画的な整備を進めるとの表明がありました。県の第5期介護保険事業支援計画である健康長寿やまなしプランも3月末までには策定することとなっております。

そこで、具体的な広域型の整備計画の状況を含めて、第5期における施設整

備の考え方について伺います。

横内知事

委員の御指摘のように、特別養護老人ホームにつきましては待機者が非常に多くございまして、さらにこれが増加をするというような状況にございます。そこで、県としては施設整備が当然必要でございますけれども、従来、地域密着型サービス施設の整備を基本としてまいりました。第5期の計画におきましても、この地域密着型サービス施設の整備というものを基本として、引き続きさらなる整備を進めていきたいと考えているわけでございます。

この第5期計画におきましては、市町村合計で430床程度の地域密着型特別養護老人ホームの整備を計画しております。しかしながら、委員の御指摘がありましたように、中北圏域の市町村におきましては、そういった地域密着型のサービス施設の整備や、あるいは在宅サービスというものの充実、そういうものをもう目いっぱい行っても、なお相当多数の待機者が見込まれてしまうというようなことから、広域型の施設の整備もしてもらいたい、そういう要望がございまして。

そこで、今般、この中北圏域におきまして、第5期計画におきましては、市町村が従来以上に積極的に取り組んでいただくということを前提にいたしまして、その上で広域型の特別養護老人ホームの整備を行って、入所待機者の減少に向けた取り組みを支援することとしたところでございます。なお、整備規模につきましては実施段階で改めて検討いたしますが、現段階では80床程度の整備をすることになるだろうと見込んでおります。以上であります。

石井委員

ぜひ、高齢化の進展で在宅介護にも限界があります。県として定員の多い広域型の施設整備を促進し、県民ニーズにこたえられますよう期待しているところでございます。

（患者情報共有システム整備事業費について）

次に、当初予算概要79ページのマル新、患者情報共有システム整備事業費についてであります。

医療現場の情報化については、ここ数年で電子カルテの普及やレセプトの電子化等が進展し、電子的医療情報量が急増しています。千葉の「わかしおネット」や長崎の「あじさいネット」のように、医療機関の境界を超えた診療情報の共有により、高度な医療連携を図る事例が見られるようになり、病院と診療所間の連携や医療・福祉の連携の推進に向け、徐々に成果を上げてきております。こうした状況を踏まえ、県では地域医療再生計画に基づき、富士・東部地域と峡南地域において、医療関係機関の間で診療情報を共有するシステムを導入することにより、医療連携体制を強化するとともに効率的な診療体制を提供することとしています。

そこで、この患者情報共有システムとは具体的にどのような医療情報を、どのような診療関係機関の間で共有しようとするものか伺います。また、そのシステムが有する機能としてどのようなものであるのか、あわせて伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。患者情報共有システムにつきましては、医療機関の連携を進めることによりまして、急性期から慢性期、さらには在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供できる体制を整備するために、具体的には投薬でありますとか、検査に関する患者情報、そして、CTなどの画像に関する患者情報、これらを病院や診療所など、参加する地域の医療機関で共有するシステムでございまして。

システムの主な機能といたしましては、医療機関が端末により医療情報を相互に参照する機能のほかに、紹介状など医療行為を補助する書類を自動的に作成する機能、さらにはセキュリティーが確保された安全な環境下で、電子メールなどが円滑に行える機能などを想定しております。また、将来的には二次医療圏を超えた医療機関との医療情報の共有も可能な、拡張性のあるシステムとしていくことを目指しております。以上でございます。

石井委員

それでは、このようなシステム化によって、どのような情報共有のメリットがあるのかについてであります。これまで国のITに関する補助事業を活用した全国各地の地域医療連携の取り組みの中には、モデル事業として立ち上げたものの、情報共有のメリットが不明確なまま、運用費用が捻出できずに事業を中止したのも少なくないと聞いております。富士・東部地域と峡南医療圏における患者情報共有システムが同じ轍を踏まないためにも、医療関係の患者メリットを実感するシステムにしていくことが重要であります。

そこで、このシステムのメリットとしては、どのようなものがあるのか伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。まず、医療機関のメリットでありますけれども、患者情報共有システム導入によりまして、かかりつけ医からの紹介や病院からの逆紹介が容易になるなど、連携による医療資源の有効活用が可能になります。また、医療連携が進むことによりまして、患者が症状に応じて適切な医療機関を選択するようになります。その結果、医師などの過重労働が軽減されますとともに、それぞれの医療機関が提供する医療に応じた収益を確保しやすくなるなど、経営改善が可能となると思われまます。

救急医療の現場におきましては、救急隊などがっております端末機から、患者情報を収集・保存するデータセンターに接続しまして、医療機関がこの診療情報を迅速・的確に入手することによりまして、初期の段階で適切な医療が提供できることが期待をされます。

また、患者から見ましても重複投薬、薬の重複でございますが、それとか重複検査が回避されることによりまして、患者の負担が軽減をされますし、医療従事者間の円滑な情報交換・情報共有によりまして、最適な医療が受けられるようになるなど、患者情報共有システムの導入によりまして、地域医療全般に対する信頼感が向上するものと考えております。以上でございます。

石井委員

情報共有メリットが最大限に発揮されるよう、今後の取り組みに期待するものであります。

さて、こうしたシステム化により便利になる一方で、個人情報の管理が重要になってきます。患者情報共有システムが扱う診療情報は、特に取り扱いに配慮が必要な個人情報であり、漏えいによりプライバシー侵害の恐れがあります。また、個人情報の不正利用により、被害に遭う懸念もあります。システムのセキュリティー対策が万全になされることが、導入に向けた大きな課題であります。

そこで、県ではどのようにして医療情報の管理を徹底する考えか伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。患者情報共有システムの安全管理対策に関しましては、国が定めておりますガイドラインにおいて推奨されている対策を講じることによって、患者も医療機関も不安なくシステムに参加できるようにしたいと考えております。具体的には、システムの整備に当たりまして、一般の通信回

線とは隔絶された専用回線などを使用いたしますとともに、第三者による改ざんや、いわゆるなりすましを防ぐための暗号化を図るなど、二重、三重の安全管理対策を講じることとしております。

また、こういった技術的な安全対策だけでなく、機器の盗難でありますとか紛失防止などの対策、さらに教育・訓練の徹底といった対策も十分に行っていく考えであります。以上でございます

石井委員

今後、システム構築に当たっては、個人情報の管理徹底について十二分に注意を払われるようお願いをいたします。

（献血推進事業費について）

それでは、次の質問に移ります。当初予算概要82ページの献血推進事業費についてであります。

科学技術の進歩した今日でも、血液は人工的につくれません。また、血液は長期間保存できないことから、輸血を必要とする患者のために病院等に安定的に供給していかなければなりません。必要な血液を過不足なく確保するため、多くの県民の皆様による献血が不可欠であります。私も三十数年間、献血に協力してきたところであります。これまで県では献血推進計画を定め、目標量確保に向けて取り組んでいると聞いております。

そこで、まず、県内の献血者数や献血量の状況はどうか伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。平成23年度、本年度の山梨県献血推進計画におきましては、献血者数については延べ3万4,600人、献血量につきましては1万3,840リットルの確保をそれぞれ目標としております。これに対する実績であります。本年2月末現在、献血者数は延べ3万4,017人、献血量は1万3,806リットルとなっております。いずれも目標は達成される見込みであります。以上でございます。

石井委員

献血者数、献血量の状況についてはよくわかりました。

それでは、次に必要とする献血量の確保についてであります。本県では個人の県民の皆様はもとより、市町村を初め県内企業、ボランティア団体、さらには大学や高校の協力により献血の確保を図っていると聞いております。献血の対象年齢は16歳～69歳までですが、少子高齢化の進行により、献血可能な人口が減少し、また、円高等により大手企業の撤退等に伴い献血協力団体も減少しているとのことです。

そこで、当面必要な献血者を確保するためには、献血の必要性を県民に改めて普及・啓発していくことも必要であると考えますが、必要献血量を確保するため、どのような取り組みを行っているのか伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。本県内の医療に必要な血液を安定的に確保するため、国、市町村、そして、山梨県赤十字血液センター等と連携をいたしまして、愛の献血助け合い運動でありますとか、はたちの献血キャンペーン等を実施をいたしまして、献血への協力を広く県民に呼びかける運動を展開しております。また、献血に協力する自治会、企業、ボランティア団体、そして、学校等の献血協力団体、これの組織の拡充・強化を図ってまいりますとともに、市町村等の関係機関と連携をしながら、新規の協力団体の発掘にも努めているところでございます。以上でございます。

石井委員 当面必要な献血量を確保するため、さまざまな取り組みをされていますが、献血者の8割は50歳未満、また、輸血用血液の使用者の8割は50歳以上の方々であり、さらに、10代、20代の若者の献血が減少している状況にあると聞いています。このまま少子高齢化が進行していくと、将来、医療に必要な血液を安定的に確保することが困難になるとも予想されます。

そこで、将来にわたり安定的な献血量の確保のためには、長期的な取り組みも必要と考えますが、県ではどのように取り組んでいくのか伺います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。若年時、若いときにですね、特に10代において献血を経験した方は、その後の献血率が高いということがわかっております。このため高等学校や大学における献血バスの運行でありますとか、中学校3年生向けの啓発リーフレットの作成・配布などによりまして、献血の必要について理解を促し、献血への協力を呼びかけております。また、山梨県赤十字血液センターにおきましては、献血ルームを移転をいたしまして、若者が利用しやすい環境を整備をいたしますとともに、この献血ルームにキッズスペースを設けてまして、将来、献血を支える子どもたちへの動機づけを図っていくこととしております。以上でございます。

石井委員 この質問の冒頭でも話しましたように、血液は人工的につくれるものではありません。どうしても献血に頼らざるを得ません。今後とも、県においては関係機関・団体との緊密な連携のもと、献血推進に御尽力願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（県民意識調査について）

望月(勝)委員 私は自民党・県民クラブの立場から、平成24年度予算の全般について質問させていただきます。

最初に、当初予算概要111ページの県民意識調査費についてであります。

県政を進めていく上で、その時々、県民の考えていることを確認し、県政に反映させることは重要であります。その手法はさまざまだと思いますが、その中で県民意識調査について幾つかお伺いします。

まず、この調査は4年に一度、定期的実施すると承知していますが、これまでの実施状況を伺います。

平出知事政策局長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。県民意識調査のこれまでの実施状況ということでございますが、この調査につきましては昭和49年度以降、全県域を対象にいたしまして3年ないし4年の間隔で実施をしております。それで、その時々、その時点におきます県民意識の把握、それから、過去の調査結果との比較・分析を行ってきているところでございます。以上でございます。

望月(勝)委員 前回の調査はいつ実施し、どれくらいの人数を対象に、どのような内容で実施したのか伺います。

平出知事政策局長 お答えを申し上げます。前回でございますが、平成20年度に第11回目として調査を行っております。やはり全県域を対象にいたしまして、20歳以上の県民の方2,000人に調査を実施してまいりました。

その内容でございますけれども、県民の日常生活におきます満足度でありますとか、当面する主要な課題に対する意向、それから、行政に対します期待・

要望、さらには県民生活におきます行動範囲内などにつきまして、約80項目にわたって、回答者の性別や年齢、職業、居住年数などといった属性とともに調査をしてきたところでございます。以上でございます。

望月(勝)委員 調査はその結果を活用し、県政に反映されていくことが目的であり、大変重要なことではありますが、前回調査の結果をこれまでどのように県政に反映させてきたのかお伺いします。

平出知事政策局長 お答え申し上げます。調査結果の県政への反映ということでございますが、前回の調査結果につきましては、総合計画審議会に報告をいたしまして、チャレンジ山梨行動計画の変更の時期に当たりましたものですから、その見直しについての審議に当たっての資料として活用をしていただきました。また、さらに各部等におきましては、所管をいたします行政計画や施策事業の策定・立案、さらには推進に当たって、県民の皆様意向を反映させる上で、有用な基礎資料として活用してきたものでございます。以上でございます。

望月(勝)委員 平成24年度の調査では、前回の調査時に比べ社会経済情勢が変化してきていますが、今回はどのような内容で調査を実施する予定なのか、また、これからの県政にどのように反映させていくのかをお伺いします。

平出知事政策局長 お答えを申し上げます。明年度でございますけれども、12回目になるわけでございます。この調査は過去の調査結果との比較分析というのを行う必要がございますので、基本的にはおおむねこれまでと同じ調査、同じような内容で実施をまいりますけれども、さらに明年度は、やまなし発展の芽、産業振興ビジョン、これらを推進する施策といたしまして、防災体制の強化など新行動計画に基づきます新たな施策に対する関心や、それから、要望の把握といった内容も加えて実施をしていきたいと考えております。

また、調査結果につきましては、県民ニーズを県政運営に的確に反映することができるよう、総合計画審議会におきます審議資料としての利用を初め、各種行政計画の策定・推進、それから、施策事業の展開に当たっての基礎資料として活用することといたしております。以上でございます。

望月(勝)委員 答弁いただきまして、非常に県民の一人でも多くの声を、これから県政に反映させていただけますようお願いいたします。

(がん対策強化事業費について)

次に、当初予算概要83ページのがん対策強化事業費のうち第2次がん対策推進計画の策定についてであります。

がん対策関連予算については、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金を初め、医療の充実のための通院加療がんセンターの整備や、リニアックの導入に対する助成に加え、新たのがん研究のためのゲノム解析センターの整備の助成、がん患者支援のサポートセンターの設置など、がん対策推進条例の趣旨に沿った新規事業を立案いただき、充実した当初予算を編成されました。このことにより、県議会と県行政が両輪となって、がん対策を進めていく姿勢を大いに県民の皆様を示すことができたものと考えております。

条例に規定したとおり、がん対策は、県だけでなく、市町村、医療従事者、事業者、県民がみずからの責務を十分に理解した上で、それぞれの役割を果たして、総合的に計画的に推進していかなければなりません。そのためには現行

のがん対策推進計画をしっかりと評価し、新しいがん対策推進計画を策定する必要があると思います。現行の計画は平成20年度から平成24年度までを計画期間として、全体目標に「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」の2つを掲げ、がん予防、がんの早期発見など6つの柱を分野別施策として、5年後の目指すべき目標と取り組み方向を示しています。

また、この計画に掲げた個別目標を具現化するために、アクションプランにおいて、分野別施策ごとに目標項目、達成目標及びがんに関する直近の統計データを掲げて現状分析を行うとともに、県、市町村、医療機関、関係団体、県民の具体的な取り組みを示しております。明年度には第2次がん対策推進計画を作成するとされておりますが、一方で明年度にがん対策推進条例の趣旨に沿った新規事業を前倒しして実施するため、本年度中にアクションプランを改定していく旨の答弁がありました。

そこで、改めてがん対策推進計画とアクションプランとの関係を伺います。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。まず、がん対策推進計画であります。この計画はがん対策基本法に基づきまして、がん死亡者の減少などの基本目標を達成するために、6つの分野別施策ごとに5年間の取り組みの方向性をお示しをしたものであります。また、アクションプランはこの推進計画に掲げられました目標を達成するために、施策ごとに事業の進捗状況をお示すると同時に、計画期間中の具体的な取り組みを盛り込んだ年次ごとの実施計画であります。

そのため、アクションプランにつきましては、がんをめぐる状況の変化を的確にとらえまして、必要ある場合は見直すこととされておまして、このたび制定されました条例の趣旨を踏まえ、早期に実施すべき事業を平成24年度のアクションプランに追加して改定することとしたものでございます。以上でございます。

望月(勝)委員 がん対策推進計画を進める上で、アクションプランはその進捗状況をあらわすとともに、具体的な事業の実効性を確保することにもつながるものであります。

そこで、新たな条例制定を踏まえた改正が必要と思いますが、アクションプランの主な改正点をお伺いします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。アクションプランの主な改正点であります。大きく1つ目は条例に規定をされました各実施主体の役割を明記をしたということ、それから、2つ目は6分野別施策ごとに平成24年度中に取り組むべき事業といたしまして、新規事業を盛り込むということでございます。

具体的には、がんの予防につきましては、肝臓の硬度測定機器によります検査の導入、また、がんの早期発見につきましては、企業・団体との連携によるがん検診の受診促進を位置づけまして、さらにがん医療の充実につきましては、通院加療がんセンター、ゲノム解析センター、それから、放射線治療設備の整備、さらに、歯科医療との連携を掲げますとともに、患者の支援につきましては、がん患者サポートセンターの整備などを追加をいたしまして、新たなプランとして改定する予定であります。以上でございます。

望月(勝)委員 内容的には今の年度に対しての状況もわかりましたが、次に、第2次がん対策推進計画の計画期間は平成25年度から5年間となっております、がん対策推進

条例の趣旨を総合的かつ計画的に進めるために、しっかりした計画が必要であり、国でも議論されています。

そこで、条例を踏まえ、どのような方針で計画を策定するのかお伺いいたします。

横内知事

第2次がん対策推進計画についてでございますが、国では現在がん対策基本法に基づきましてがん対策推進基本計画を策定をしている最中であり、働く世代のがん予防ということを中心にしながら、いろいろと議論が行われているようでございます。この国の基本計画が明年度早々に公表されることになっておりますので、これを基本としながら、同時に本県のがん対策推進条例の趣旨をしっかりと踏まえながら、本県の実情に合った計画となるようにしていきたいと考えております。とりわけ関係者で構成をしておりますがん対策推進協議会の意見を、しっかりと議論をしてもらって意見を聞くのはもちろんでございますけれども、その他医療関係者とか、市町村とか、県民の意見などを幅広く吸収して反映できるようにしていきたいと思っております。

望月(勝)委員

がん対策推進計画を策定すれば、終了ではなく、これに基づくがん対策の施策がしっかりと実行されることが大切であります。第2次がん対策推進計画の事業評価は、どのように行っていくのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長

ただいまの御質問にお答えいたします。がん対策推進計画の事業評価ということですが、この評価につきましては毎年度アクションプランを改定をする際に評価を行っております。具体的には、アクションプランの各分野別施策ごとに事業の進捗状況を把握をいたしまして、がん対策推進協議会の意見もいただく中でこれを評価をし、新たなアクションプランに反映させ、その内容を県民の皆様方に公表をしておるところでございます。以上でございます。

望月(勝)委員

最後に、一言意見を申し上げさせていただきます。がん対策推進条例は県議会が全会一致で議決した最初の政策的な条例であります。知事にはこの事業をよく御理解をいただいております。十分な予算が計上されております。今後は第2次がん対策推進計画において、条例を反映した腰の据わった計画が策定できるよう見守っていききたいと思います。

(ドクターヘリ運用事業費について)

次に、当初予算概要77ページのドクターヘリ運用事業についてであります。

平成13年度に本格運航が始まりましたドクターヘリの累計出動件数が、昨年7月まで5万件を超えたとのことであります。この間、ドクターヘリは多くの尊い命を救ってきたところでありますが、本県において独自に4月からドクターヘリを運用することは、導入を推進してまいりました私としても大変喜んでいるところであります。多くの県民の大切な命を救うことができるものと、大いに期待をしているところでもあります。

さて、運用に当たっては万全の体制を整える必要がありますが、これまで医師を初めとする医療スタッフや、各消防本部の救急隊員の研修を行うとともに、現在、搬送訓練を進められていることは、本会議での御答弁や実地訓練の様子をテレビで見て承知しておりますが、患者や医師が乗るヘリコプターを安全に運航していくことも重要であります。基地病院となる県立中央病院では、県の防災ヘリを運航する会社が代表となる、ノウハウを持った共同企業体にドクターヘリの運航を委託されるとのことでありますが、委託の期間、金額、また、

委託額は出動回数によって変わるものなのか、委託契約の内容について、まず、お伺いいたします。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。ドクターヘリの運航の委託につきましては、県立中央病院におきまして、本県におけるヘリコプターの運用に精通し、また、実績のある専門会社からなります共同企業体を委託先としたところであります。

契約の締結に当たりましては、先進導入県の契約内容や国庫補助基準額等を踏まえまして、委託期間及び金額を決定をしております。委託期間につきましては平成24年4月から平成29年3月までの5年間といたしまして、委託金額は年間1億8,800万円余であります。出動回数に関係なく定額となっております。

なお、委託金額の中には、ヘリコプターの操縦士等の運航スタッフの人件費、それから、機体の維持修繕費、燃料費など、ヘリコプターの運航に係る一切の経費が含まれております。以上でございます。

望月(勝)委員 次に、患者さんの救命にはできるだけ早く医師が治療を開始することが必要と思われまます。そのため、県ではできるだけ救急現場の近くにドクターヘリが着陸できるよう、全市町村に335カ所の離着陸場を確保されたとのことですが、運航を開始するに当たってこれで十分なのでしょうか。また、今後、ふやしていく考えはあるのでしょうか。さらに、ふやすために、県はどのような支援をしていくのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。離着陸場の確保につきましては、本年度、新たに小中学校のグラウンドや公園など、203カ所を選定をいたしまして、これに消防防災ヘリの離着陸場を加えた335カ所を全市町村に確保したところであります。適切な運用を行なえる箇所数が確保できたものと考えております。

一方で、委員御指摘のとおり、救急現場からできるだけ近い場所に離着陸場を確保することによりまして、救命効果を上げることが出来ますので、明年度以降も市町村や消防本部の御協力をいただく中で、さらなる確保を図ってまいりたいと考えております。そのため、引き続き市町村が行います離着陸場の舗装や整地などに対し助成をいたしますとともに、明年度は新たにドクターヘリの数多い活用が見込まれております峡南地域の町が、災害時にも対応できる常設の離着陸場の整備を行う際、これに対して支援をしていくこととしております。以上でございます。

望月(勝)委員 最後に、4月からは全県を対象に運用を開始されるわけですが、富士・東部地域につきましては、気象条件等により出動できない場合を想定し、引き続き東海大学のドクターヘリを神奈川県と共同で運航していくとのこととあります。富士・東部地域の皆さんはさぞかし安心されたことと推察いたしますが、私の住む峡南地域や峡北地域においても、隣接する静岡県や長野県のドクターヘリとの連携が考えられるところとありますが、県はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。ドクターヘリが出動中に別の出動要請があった場合や、事故などで多数の傷病者が発生した場合などに、他県のドクターヘリに出動要請できる体制を整備するという事は、救命救急の一層の充実・強化につながるものと考えております。他県でも連携に向けた動きがある中で、昨年3

月には茨城県、栃木県、群馬県の3県におきまして、相互に出動を要請できる協定を締結をいたしました。こうした他県の状況や本県の運用実績を見きわめながら、隣接県とどのような連携ができるのか、静岡県や長野県の意向を確認をしながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

望月(勝)委員

今、ドクターヘリについての答弁を伺いました。4月1日からいよいよ知事の英断により運航をされることになりました。こうした救急救命医療に対して、支障を来たさないような万全の体制でお願いいたします。

(わかば支援学校建設事業費について)

次に、当初予算概要99ページのわかば支援学校建設事業費についてであります。

わかば支援学校は、建築後37年が経過し、老朽化が著しく、また、在籍者数の増加に伴う教室の不足が生じていることから、私は昨年6月の県議会的一般質問において、早急に改築に取り組むべきではないかと指摘したところであります。さらに、昨年10月には県議会教育厚生委員会において現地調査を実施し、保護者の方々と意見交換を行い、その際にも早期の改築要望を多くの保護者の皆さんから受けております。

教育委員会では昨年7月、やまなし特別支援教育推進プランを策定し、早期に改築等による検討を進めるとし、改築の必要性を認識され、検討を進めてこられました。このたび平成24年度当初予算に用地測量費が計上され、いよいよ改築に着手される所となり、まことに喜ばしいことであり感謝しております。

そこで、これまで特別支援学校の開設に当たっては、準備段階の在籍者数の見込みを、開設後のわずかな年数で大幅に上回り、教室の不足が生じた例があることを承知しています。現在、わかば支援学校では10教室程度が不足していると聞いていますが、改築整備の後に教室の不足が生じないような学校規模を考える必要があると思います。改築に当たって、学校規模のもととなる在籍者数の見込みはどのようになっているか、まず、お伺いします。

瀧田教育長

ただいまの御質問にお答えいたします。わかば支援学校の在籍者数は平成23年5月1日現在で210名でございます。将来の在籍者数については、通学区域における出生児数をもとに、過去3年間の入学者数や転入学者数などを参考に推計しているところでございます。この推計によりますと、平成33年度ころまでは230人程度が続き、その後は少しずつ減少し、平成38年度には現在と同程度の207人の見込みでございます。こうした数をもとに、適切な学校規模で整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

望月(勝)委員

私、個人的な意見としましても、改築整備に必要な学校規模については十分な精査が必要だと思いますが、今後ともよろしくその点の調査をお願いします。次に、知事から平成27年度には一部供用開始との説明がありましたが、保護者や学校関係者は一日も早い改築を望んでおります。今後の整備スケジュールについてお伺いします。

瀧田教育長

お答え申し上げます。整備スケジュールにつきましては、一日も早い供用開始を目指し、明年度用地測量に着手し、この成果に基づき速やかに基本実施設計を行うこととしたいと考えております。建物の改築工事は建てかえ棟数が多いため、2期に分けて実施することとし、第1期工事は平成25年度末から平

成26年度末まで行い、平成27年4月には供用を開始し、また、第2期工事は平成27年度秋ごろから平成28年度秋ごろまでを予定しております。以上でございます。

望月(勝)委員

このわかば支援学校、非常に障害を持った子どもさんたち、学校の教育、また、環境というものは非常に大事なことだと思います。過日、知事さんもわかば支援学校行っていただいて、本当に校長先生から私の方へも連絡いただきました。温かいお心で教育厚生委員会でも頑張っていていただいて、本当に知事さんにもその意思が通じたということで感謝しておりました。ありがとうございました。

(緊急道路整備事業費について)

最後に、当初予算概要65ページの緊急道路整備事業費についてであります。緊急道路整備事業費の中で、国道300号の整備についてお伺いします。

国道300号は、中部横断自動車道へのアクセス道路であり、また、峡南地域と富士五湖地域を結ぶ重要な幹線道路であります。直轄高速方式により整備が進められております中部横断自動車道の六郷から富沢間の国の予算が、前年度に比べほぼ倍増となることもあり、いよいよ工事が本格化していくものと、地元峡南地域においては日々期待が膨らんでいるところであります。こうした中、平成21年度に事業着手された国道300号の身延町中ノ倉の改築事業も、調査や設計が進んできたことと思います。この道路整備については通行の快適性に加え観光面への期待も強く寄せられているところであります。

そこで、計画ルートや道路構造はどのような形に決まったのかお尋ねいたします。

酒谷県土整備部長 ただいまの御質問にお答えいたします。国道300号の中ノ倉付近は、急峻で高低差が著しい地形の山岳道路であるために、急勾配のヘアピンカーブが連続し、大型観光バスなどの通行に支障を来している状況であります。こうしたことから、道路計画は大型観光バスが円滑に通行できるように、トンネルや橋梁により、連続するヘアピンカーブを解消するルートや構造としております。また、四季折々の眺望を楽しめるように、新設道路の整備によって生じる旧道敷きを活用した展望スペースの整備などを検討したいと考えております。以上であります。

望月(勝)委員

この事業につきましても、県の公共事業評価制度に基づき、道路整備による便益、すなわち、整備効果について検証されたことと思います。

そこで、この道路ができ上がることにより、具体的にどのような効果が地域にもたらされるものかお伺いします。

酒谷県土整備部長 ただいまの御質問にお答えいたします。この道路の整備効果といたしましては、ヘアピンカーブを解消することにより、全区間を通して時速40キロメートルでの通行が可能となり、移動時間の短縮による沿線地域の生活利便性の向上や、大型観光バスによる富士北麓地域からの観光客の誘客などが図られ、新たな観光周遊ルートが生まれるものと期待しております。さらに、防災危険箇所13カ所の解消や、連続雨量80ミリ以上の通行規制の緩和により、緊急輸送道路としての機能の向上や、災害時における信頼性の高い道路ネットワークの強化などの効果が期待されると考えております。以上であります。

望月(勝)委員 お答えをいただき、県の取り組み状況も大体わかってきたわけですが、この道路整備に対する期待はますます高まってきたところであり、改めて一日も早い完成を目指し進めるべきものと考えます。

そこで、最後に、今後のスケジュール等についてであります。公共事業全体としての予算の伸びが期待できない中で、この国道300号については、来年度どのような予算となっているのか、その内容も含め、現在の進捗状況と今後の取り組みについて伺いたします。

酒谷県土整備部長 ただいまの御質問にお答えいたします。平成22年度から3回の地元説明会を実施するとともに、トンネル及び橋梁などの構造物の設計や地質調査を進めながらルートを決定し、既に道路の詳細設計に着手したところでございます。明年度は、約1億円の予算を見込んでおりまして、引き続き道路の詳細設計を進め、設計が定まった段階で計画ルート沿線の方々の御協力をいただきながら、用地調査、用地買収を進め、一部の工事に着手していきたいと考えております。以上です。

望月(勝)委員 この300号は非常にこれから富士山世界遺産の登録、それから、中部横断道の完成、そういった富士五湖との峡南地域、また、静岡、中部、関西の方からの山梨県への観光客の誘客、そうしたものにおいても非常に山梨県の主要道路の幹線としての一路線でもあると思います。予算を十分つけていただいて、一日も早い完成をお願いしながら私の質問を終わります。

白壁委員 自民党・県民クラブの白壁でございます。よろしく申し上げます。

ということでありますが、通告書の中で2番目にあります「道路公社経営支援貸付金について」は、明日行います山田一功委員にお譲りしましたから、気遣いの県民クラブということで仲よくやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(水政策基本方針について)

それでは、質問に入るところでありますけれども、まず最初に、当初予算概要の55ページ、水政策の基本方針についてであります。

説明には、「水資源の保護と適正利用を図るため、新たな基本方針を策定するとともに、条例を制定する」、また、事業内容として水資源実態調査の実施、検討委員会の開催とあります。条例をつくるということであるなら、開発行為に対する各種個別法に基づく土地利用規制との関係についても整理されていると思います。

そこで、個別法が現状できること、できないことを確かめながら、検討委員会の内容についてお聞きしてまいりたいと考えます。まず初めに、課別説明書の森22、森林審議会費には「森林法に基づく保安林の指定・解除、林地開発行為の許可等について審議する」とあります。また、課別説明書の森23、林地開発許可事務費には「開発行為に係る許可審査等を行う」とあります。森林法では、森林の地域、つまり民有林の売買を規制する定めはなく、所有者は自分の山林を自由に売買することが可能であると認識しております。

そこで、森林法は民有林売買を規制するものではないということによいのか、水源林としての林地の開発に対する規制という観点から伺います。

深沢林務長 お答えいたします。林地の売買につきましては、本年の4月から国土利用計画法によります届け出の対象とならない一定規模以下の森林を取得した場合、

森林法に基づいた事後の届け出が必要にはなりませんけれども、土地の売買そのものを規制する仕組みとはなっておりません。ただし、森林法におきましては、水源涵養、それから、土砂の流出防止など、森林の有する公益的機能を高度に発揮する必要がある森林を保安林として指定いたしまして、伐採や土地の形質の変更などを制限できることとしております。

また、保安林以外の森林でありましても、無秩序な開発を防止するという観点から、1ヘクタールを超える開発行為を行おうとする場合、事前に許可を受けることとされております。以上でございます。

白壁委員

先ほどの質問に続いて、関連して質問を続けさせていただきます。

課別説明書の企4に土地取引届出審査事務費というのがございます。国土利用計画法では大規模な土地取引について届け出の義務を課していますが、この制度は皆さん御存じのように事後届出制という名のとおり、土地売買契約等の締結後に届け出を行うものと理解しております。

そこで、国土法に基づく土地取引の届出制度ですが、例えば林地の売り買いがあった場合、事後届け出をしなかったからといって、土地の売買契約そのものの効力を取り消せるものではないというとらえ方でよいのか、まず、伺っておきます。

丹澤企画県民部長 お答えいたします。事後届出制は、国土利用計画法で定められた面積以上の土地売買契約等を締結した場合、買主が2週間以内に利用目的や価格などを知事に届けなければならない制度であります。事後届け出の有無にかかわらず、土地取引そのものを取り消すことはできないものであります。

白壁委員

法を順序よく確認していきますので、何を聞いているのかなと思われている方もおられますでしょうが、これから核心へ入っていきます。中国の資本が入っていると推測される企業による水源林の買収が問題視されるようになったのが、たしか平成20年前後だったと記憶しております。現行の法体系の中では、林地の開発に対する決定打といったようなものはなさそうではありますが、そのような中、北海道がこの2月26日に道議会に提出した、水資源の保全に関する条例の案では、飲み水の取水地点周辺の保全地域内で土地取引があった場合には、売り主は売買の3カ月前には道庁に届けなければならないとしているようであります。届け出の内容については、土地の適正利用という意味から確認するようではありますが、罰則規定はなく、既に実効性について課題として指摘されているという報道もあります。

それらの点を承知した上でお聞きするわけではありますが、土地取引の届け出、審査や勧告といった制度と、今、今回山梨県で制定しようとしている地下水保護のための条例を調整し、水資源を保全のための法の横出しといった手法によって、実効性を持った制度をつくってほしいと強く願うものであります。それが県土の保全、そして、また県民のQOLの向上にもつながるものと考えますが、見解を求めます。

中楯森林環境部長 水資源保全の実効性の確保についての御質問でございますが、森林法の改正によって土地所有者の異動の把握が容易となりまして、森林が適切に整備されない場合では、間伐などの森林整備の勧告、あるいは、造林命令等が円滑に実施ができ、水資源の保全に一定の効果はあるものと考えられます。

また、現在、国において検討されている水循環基本法案の骨子素案でございますが、地下水を初め水を公共性の高いものと規定した上で、地方公共団体に

対する責務として、水の利用等に対する規制等の措置を適切に講ずるものとする規定がされているとしております。このため、今後、検討委員会におきましては、こうした法整備の動向なども見きわめながら、県民生活や経済を支える地下水資源を保全できますよう、地下水を採取する企業等に対する採取量の報告や、一定量以上の採取の制限、水源涵養のための責務を課すことの可否などを含めまして、さまざまな角度から検討してまいります。以上です。

白壁委員

いつものことなのでしょうけれども、ざっくり法案でまず1つつくって、それから、細かく例えば省令だとか、政令でやったり、あとは地方公共団体の条例に任せるような、先ほども言われたように、何ていうんですか、地方公共団体の責務としてというところへ出てくるんだと思いますけれども、いずれにしても法制度の動向を見きわめながら、効果のある条例につくり上げていただきたいと思います。

（富士山麓国際交流ゾーン構想推進事業費について）

続いて、当初予算概要62ページ、富士山麓国際交流ゾーン構想推進事業費についてであります。

国際交流ゾーン構想は、道志村を含む富士山麓地域の恵まれた環境や文化資源などを生かし、日本のスイスのように、これまで以上にグレードの高い国際観光地を目指す上で、極めて有効な指針であると思います。しかし、地元ではまるで盛り上がらないのが現状であります。当地域を国際交流ゾーンとするためには、地元の盛り上がりも必要であります。それ以上に県の積極的なリーダーシップも欠かせません。

いわゆるMICEについてであります。一般の旅行者と比較して開催地への滞在が一定期間に及ぶことから、地域への経済効果はもとより、地域全体の国際化や国際観光地としてのイメージアップが期待され、富士山麓地域の魅力が向上すると考えますが、この構想を推進し成功させるために何が必要なのか、県の基本的小お考えを伺います。

丹澤企画県民部長 この構想は、国際観光の振興やMICEの誘致・開催によりまして、富士山麓地域に世界じゅうの人々が訪れ、地域や住民との交流が深められるような、日本を代表するグレードの高い国際会議観光地の形成を目指すものであります。構想に示すとおり、地域住民や経済団体、NPO法人、市町村、県などの各主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力をして、一体的・積極的に取り組みを進めることが、地域の特性を活かした振興のために必要であり、構想が実現されるよう県としても支援してまいる考えでございます。

白壁委員

市町村が主体でももちろん動きはそうなるんでしょうけれども、県がまず最初にリーダーシップをとって、「こうしなければだめなんだ、早くやりましょう、こうしよう」ってやらなければ、支援だけでやったら今と同じような状態となるということでもありますね。とらえていることは全く一緒、私もそう思います。

さらに平成19年度に予算化されてから既に5年もたっています。今まで何をしていたのか、県の情弱さにもはや天地に俯仰する思いであります。これまで県はMICE推進に対してどのような取り組みを行ってきたのか、説明を求めます。

丹澤企画県民部長 国内外の旅行者を受け入れるMICEの誘致・開催に際しましては、地域住民を初め、関係団体、市町村、民間、県などが相互に連携・協力いたしまし

て、それぞれの立場に応じた取り組みを進める必要があります。県と地元では、平成21年度、22年3月でございましたけれども、富士北麓国際交流ゾーン構想を策定いたしまして、昨年度から地元の関係者の参加のもと、MICE研究会を開催し、国のビジット・ジャパン大使を講師をして招くなど、MICE推進に関する理解の促進と機運の醸成を図ってきたところでございます。

白壁委員

私が19年度と言っているのに、21年度って言われると私の質問が間違っているんですかね。私が言いたいのは、国際コンベンション構想から動いているんです、これは。故柿澤特別顧問は、将来的には富士北麓に大使館を夏場持つてこよう、こんな話までしていたんです。我々地域は極めて期待しているんです。5年もたっているんです。早くしなければだめだということです。チャレンジ行動計画にもうたわれているんですよ、第2期にもうたわれている。予算が40万円から300万円ぐらい上がって、今度300万円からまた40万円、放物線を描いている。下がるということはやる気がないという、私にはそれしか思えないということでもあります。

現在の状況を見ると、MICEは遅々として進んでいない状況であります。私は地元の方々から言われるのですが、国際交流ゾーン構想ということを知ったことがありません。いわんやMICEをやであります。その原因は一体どこにあると県は考えているのか、見解を求めます。

丹澤企画県民部長 MICE推進のためには、地域振興における主体であります地域の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠でございます。構想にあるとおり、県には、地域住民、各種団体、市町村等の各主体が行う取り組みへの支援が、また、市町村には中心的な役割を果たすことが期待されているところでございます。各主体がそれぞれの立場に応じた取り組みを進める必要があるわけですが、構想やMICEに対する理解・関心が必ずしも十分でないといったところに、原因があるのではないかと考えています。

白壁委員

幾つかの原因があると思うわけですが、県の進め方次第で地域も動くと思えますし、こうした状況の中で、今後、県はどのような対応とっていくのか、重ねてお伺いします。

丹澤企画県民部長 今後もMICE研究会を開催いたしまして、MICE推進に関する理解の促進を図ってまいります。MICE研究会では、地元で開催される国際会議などを研究対象といたしまして、MICE誘致・開催に当たっての効果の検証でありますとか、具体的な課題の整理等を行いまして、国際会議等の開催に向けて理解の促進と機運の醸成が図られるよう取り組んでまいります。こうしたMICE研究会の開催などを通じまして、地元の主体的な取り組みが進むよう、県として着実に役割を果たしていく考えでございます。

白壁委員

鳴り物入りで知事の公約に出てきた、挙げられた同政策でありますので、この公約が工程どおりに進まないのは、県の組織的な問題も僕はあると思うんです。そして、マンパワーの問題もある。いずれにしても今の手法では施策実行が困難だというふうに私は考えます。特に企画でやるからだめなんだと。これはやっぱり観光なんです。企画が前の段階で早く決めろというのが観光のとらえ方かもしれませんけれども、ぜひ観光マターですから、その辺もしっかり考えていただいて、担当部署の再考を求めまして次の質問に移ります。

（国民文化祭費について）

次に、当初予算概要105ページの国民文化祭費についてであります。

県内の全市町村が事業を実施するとのことですが、どのような募集をかけたのか、実施される事業の中には既存事業をそのまま行うだけで、まるで発展的ではない催しが見受けられます。市町村の主催事業の募集から決定までの経過について説明を求めます。

丹澤企画県民部長 本県の国民文化祭は、日常の暮らしに根づいた地域の文化の魅力を見詰め直し、芸術文化や伝統文化を継承発展させるとともに、次の世代や全国につなげることにより、文化に支えられたまちづくりを目指しているところでございます。このため、県では市町村に対しまして、本県での開催が内定した平成19年から、説明会、主催事業開催意向調査、意見交換会等を何度も実施してまいりました。その中で、文化的資源あるいは特色、地域の伝統芸能や行事などをもとに、その拡大を図る事業あるいは新しく取り組む事業など、市町村主催事業についての検討を働きかけてきました。そして、芸術文化団体とも調整を図り、市町村と協議を重ねる中で事業を決定してきたものでございます。

白壁委員 国民文化祭を盛り上げていくためには、県と市町村はとことん知恵を絞って、市町村主催事業の魅力を高めることが必要であり、さらには、さまざまな民間団体を巻き込み、オール山梨で取り組んでいくことが重要であると考えます。御所見をお伺いします。

丹澤企画県民部長 現在、市町村ではそれぞれ実行委員会を設立いたしまして、いつ、どこで、どのように事業を実施するか検討を進めております。実行委員会には県からも各地域県民センターの職員が参加しております。今後、そうした検討に加えまして、そのまちの自然や歴史、文化のアピールや、商工団体などの力をかりたおもてなしなどにつつまして検討を働きかけまして、それぞれの主催事業がより魅力的なものとなるよう、県としても積極的に支援をしております。さらには、国民文化祭の充実や芸術文化活動の活性化を図るため、県民やNPOなどの団体がみずから実施する新たに取り組む事業を提案事業として募集し、県や市町村以外のさまざまな主体の参画を促しているところでございます。

白壁委員 物心両面でぜひお願いしたい。なかなか「さあ、行こう」といっても予算的な問題だとか、できない部分も漏れ聞いているところでもあります。ぜひその辺もよろしくお願いしたいと思います。

今回は全国初の通年開催ということでもあります。メリットを最大限に生かして、開催期間中に県外からの参加者や観覧者が何度も来県するなどのリピーター化、そして、県外からの誘客への取り組みが必要であると考えております。この点についてどのようにお考えか、答弁を願います。

丹澤企画県民部長 県外からの誘客につつましては、やまなし観光推進機構と連携をいたしまして、旅行会社等に対する観光説明会・商談会の際に、国民文化祭の情報を観光情報とあわせて売り込むこととしております。また、観光と国民文化祭の情報を一緒にまとめたガイドブック、これを四季ごとに作成いたしまして、JRや中日本高速道路株式会社の協力のもと、首都圏の駅やサービスエリアで配布して、誘客を促進していく考えでございます。

リピーター化につつましては、来訪者を受け入れる際のポイントをまとめた国文祭用おもてなし冊子、これを旅館とかタクシー等へ配布をする。ある

いは、トラベルセンターや案内所の設置などにより、山梨ならではのおもてなしを提供いたしまして、来訪者に「また来てみたい」と感じていただけるよう、努めていきたいと考えております。

また、身近な名所旧跡を訪ね、歴史や逸話を聞きながら歩くフットパスのような参加型の事業を、テーマを設けてシリーズ化するなどで、繰り返し来県し、楽しんでいただけるよう工夫していきたいと考えております。

白壁委員

こういう事業をもし民間で行うとしたら、決して失敗は許されないわけでありまして、そして、またそんな企業はとっくに倒産してしまう。民間では最少の経費で最大の効果を生むということが、もう至上命令で求められるところでもあります。余すところ、きょうもあと300日とかいう報道がありました、1年弱ということでもあります。急がなければイベントは経費倒れになってしまいます。そして、血税のむだ遣いとなり、酔生夢死のごとく「終わってよかった」なんていうことになってしまう可能性もある。国民文化祭はこれを一過性のイベントとすることなく、終わった後にも文化がつながるような最大の結果、そして、効果が出たと思える国民文化祭として、ぜひとも大成功させていただきたいと考えます。最後に、御見解を求めます。

丹澤企画県民部長 国民文化祭は、本県の文化活動の一層の活性化を図る絶好の機会と考えております。このため、国民文化祭の基盤となる県民文化祭について、少年少女合唱など新たな分野の追加や、若者の参加促進を図るとともに、国民文化祭への参加を目指してジュニアオーケストラの組織化と技術向上のための講習会を行うなど、文化活動のすそ野を広げる取り組みを進めているところであります。

また、フットパスや、県内の各所で音楽やダンスなどのパフォーマンスを披露するまちなかステージなどの事業を大会期間中に繰り返し行い、多くの県民に参加して楽しんでいただくこととしておりますが、こうした事業の運営を関係者にゆだね、閉幕後もそれらが継続し、文化あふれるまちづくりにつながるよう、努めていきたいと考えております。

白壁委員

今、これで最後と言ったんですけれども、文化というのは何ですかね、伝統文化あり、今言われるような文化もある。食文化あり、見る文化あり、触る文化あり、五感文化というんですね。ちょっと今ぱっと思いついたんですが、ぜひこういうものも1つにして、一緒に中へ包含する形の中で大成功させていただきたいと思います。期待をしています。

（ワイン産地確立推進事業費について）

最後に、当初予算概要30ページのワイン産地確立推進事業費についてであります。

数年前、ロンドンに第1回目のミッション、ワインを売り込むためのミッションで、私も自費を払って後から行かせていただきました。そのとき、大使が、日本のすぐれものをオールジャパンで売っていくんだ、中でもこの甲州ワイン、これから売っていきこうや、我々も全面的に協力する、全くいい言葉をお聞きしました。こんなことを今思い出して、皆さんにお示しさせていただいているところであります。

そんな中、昨年、7月20日、21日の両日、ワインの第9回国際コンクールがありました。2011っていうものですね。8月9日付の新聞報道によれば、金賞ワイン18本のうち、県産ブドウを県内醸造した、いわゆる純粋な山梨県産、これはたった5本だったということでもあります。それも、その5本は

大手酒造メーカーであったということでもあります。さらに一番危惧するところは、目立ったものが、欧州系品種で金賞を射とめた12本は、すべて長野県が関係しているワインという、惨憺たる状況だったということでもあります。

そこで、本県を代表するワイン醸造用ブドウの高品質化について、何点か質問してまいります。第1に、課別説明書の農11、ワイン産地確立推進事業費があります。まず、国産ワインコンクール2011のこのような結果、特に受賞ワインの原料ブドウの収穫地において、長野県産のブドウが多くを占めたことについて、県としてどうとらえているか答弁求めます。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。長野県産のブドウが多く占めた要因につきましては、さまざまなことが考えられますけれども、長野県に欧州系醸造用ブドウの栽培拠点を設けた大手ワイナリーが、それぞれの品質特性に合った地域を選定し、栽培技術の向上やブドウの特性を生かした醸造に取り組んだことなどが考えられます。さらに、醸造技術の向上により、他県の中小ワイナリーを含めた国産ワイン全体の品質が向上してきており、競争が激化した結果でもあるとも認識しております。よいワインをつくるためには、原料と醸造の双方が重要であることから、ワイン産地確立推進事業などにより、より高品質な原料を提供できるよう、取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

白壁委員

今の御答弁聞いていると、山梨には適さないというか、現地としても適さないものがあるような答弁だったんですけれども、決してそんなことないと思うんですね。ぜひいろいろ調査していただいて、長野県に負けるわけにいかないということですから、ぜひお願いしたいと思います。

次に、このような状況において、課別説明書の農11の優良系統選抜事業費、そして、また、栽培技術確立事業費といった事業が、果たして原料ブドウの状況に対して、効果が上がる事業になっていると言えるのか、事業内容とともに説明を求めます。

松村農政部長

ただいまの御質問にお答えします。まず、優良系統選抜事業は、海外から導入した醸造専用5品種と甲州種を合わせた20系統の母樹を管理する経費でございます。明年度からは、この母樹から作成された苗木により、12のワイナリーで選抜に向けた栽培を開始いたします。

次に、栽培技術確立事業でございますけれども、北杜市明野町に設置した醸造用ブドウ専用試験ほ場65アールの管理に要する経費でございます。明年度からは試験ほ場の成園化とあわせて、台木や仕立て方法など、高品質な原料生産に必要な本格的な研究を開始いたします。これらの事業を通じて、山梨の環境に適した高品質な醸造用ブドウの生産拡大につなげていきたいと考えております。以上であります。

白壁委員

ワインは農産物とよく言われますね。要は農産物からとれるワインですから、農産物としての原料用ブドウの品質が、隣県の長野県に越されてしまう状況が現状出始めていることは、県産ワインの将来にとって危機的な状況といっても過言ではないと私は思うんですが、さらに、本県ワインの主要産地、甲州市勝沼におけるワイン醸造用甲州ブドウの系統、今、先ほど20とか言われたんですけれども、例えば甲州のブドウの系統は地元では五、六種類の系統しかないといったことが言われております。ということは、皆さんはいわゆる遺伝子の資源の枯渇というか、遺伝的な資源の枯渇で相当心配をしているということでもあります。

課別説明書の産19に甲州種ワインの高品質化に向けた基礎調査事業費というのがあります。甲州ワインの高品質化を図るため、複数のほ場から採取したブドウサンプルの成分分析を行い、データを蓄積するとあります。

そこで、まず、データの蓄積はどのようなタイムスケジュールを考えているのか、また、どれほどの内容を伴った調査なのかを説明を求めます。

新津産業労働部長 県のワインセンターでは、県産のブドウを原料といたしますワインの高品質化を目的といたしまして、研究を継続して行っておりまして、この基礎調査事業もその一環でございます。

まず、タイムスケジュールですけれども、これまで平成22年度に甲州種、23年度にはカベルネ・ソーヴィニヨン種について分析を行ってまいりましたが、明年度はさらに精度を高めるために、再度、甲州種について調査することとしております。

次に、調査内容でございますけれども、この事業は緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、調査補助員3名を雇用して、栽培条件の異なる46カ所の畑を対象に区画を分けたり、収穫時期をずらしたりして、80を超えるブドウのサンプルを収集いたしまして、その果汁や試験的に醸造したワインにつきまして、糖度とか、酸度、アミノ酸量、香りなどの分析を実施するという内容でございます。以上でございます。

白壁委員

何というんですかね、ワインをつくって売ってとかってなるんで、いろんな部にまたがるんですけれども、できればオールインワンというか、ワンストップで、もしくは、これを本当にやるんだったらタスクフォース的なものをつくって売っていかなければ、これだめなんじゃないかなと、今、答弁いただいてそんな感じしたんですけれども。

次に、蓄積されたデータをどのように活用するのか、醸造用ブドウの高品質化についてどのようにつなげていくのか、お伺いしたいと思います。

新津産業労働部長 この基礎調査におきまして、多くの分析のデータが得られましたので、精度の高い詳細な分析が可能となるわけでございます。その結果、ブドウの果汁に含まれる特定アミノ酸量がワインの品質に大きく影響していることが判明をいたしております。この成果は、研究報告会で発表いたしますとともに、巡回指導などを通じて各ワイナリーに伝えるようなことをしております。また、仕込みの際の収穫時期の判断や酵母の選択など、高品質のワインづくりに活用しているところでございます。さらに、果樹試験場におきまして、栽培方法検討する際の評価指標の1つとして利用し、高品質なブドウづくりにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

白壁委員

ただいまの2つの説明を聞き、ワインづくりの基本である醸造用ブドウの将来のことを考えたときに、さまざまな要因がありますので、トータルで底上げが必要なことはよくわかっていますが、品質の改良、高品質化の視点として、大変不安を覚えざるをえません。県として事業の組み立て、内容、予算額等で山梨の醸造用ブドウの栽培は、高品質化……。

ありがとうございました。

(休 憩)

(財政の安定運営について)

森屋委員

私は大きく分けて2つの観点から、御質問させていただきたいと思っています。

1つは、大変厳しさを増している財政の安定化という側面から、それから、もう1つは人件費に絡めて、これから県を担っていただく若い人たち、県職員の人たちに、どうやって能力を発揮して働いていただくか、大きく2つの観点から質問をさせていただきたいと思います。

まず、予算編成全般ということで、本会議でも幾つかの代表質問において知事のほうから、今回の予算編成の基本的な考え方ということを書かれているわけでありまして、執行部の皆さん方からいただきました資料等を見てまいりました。大変厳しい財政運営の中においても、財政調整基金等の基金を確保された。それで、他県の様子等も見てみました。他県の様子をみますと、大分これはもう基金は底を突く県も幾つか出ているということで、かなり健全な私は財政運営をされているというふうに評価をしております。

そこで、改めて、今後の財政運営の見通しということについてお伺いしたいと思います。

田中総務部長

お答え申し上げます。今後の財政見通しについての御質問でございますが、本県の財政構造は、税収面において法人二税が占める割合が高いということもございまして、景気変動の影響を受けやすい特徴があるわけでございます。こういう影響は交付税などの地方財政措置によりまして、一定程度カバーされるものでございますが、災害など不測の事態、あるいは、将来の財政需要に備えることも重要でございます。特に本県でございますとリニア中央新幹線や中部横断道など、大規模プロジェクトが控えているわけでございますので、財政調整基金など主要基金の確保につきましては、今、委員からも御評価いただきましたが、その確保には努めているところでございます。

一方で、社会保障関係費の増加が見込まれる中にありまして、将来的にも安定した行政サービスを実施していくためには、個々の団体の財源確保の取り組みだけでは限界があることも事実でございます。このため、社会保障関係費の増加に対応いたしまして、税財源の充実強化と、景気動向に影響を受けにくい安定的な税財源の確保を、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

森屋委員

今、総務部長がお話をされましたように、この財政調整基金等の3基金の確保というのは、ほかの都道府県に比べて我が県独特の将来の課題に備えていくという意味で、これは常に県民の皆さん方に対して説明をしていく。財政調整基金があるから、それを投入していけばいいというわけではないですね。それはある目的のために、今後、将来のために確保していくんだという大きな前提があるわけですから、これは常に説明をしていく責任があるんじゃないかなと思います。

それから、今あわせて御説明いただきましたけれども、税収の面で法人二税ということになりますと、これまた私どもの山梨県というのは、ある意味、日本の典型といえますか、輸出依存型のそういう企業のよしあしによって、その年度によって大分違うということで、知事が就任されて第1期目の平成19年から今日までというのは、そういう意味では税収の確保、企業業績が大変アップダウンをした時期であったと。大変この意味でも厳しかったというふうに認識をしているわけでありまして、今後の税源確保、税財源の確保についてどのような課題といえますか、取り組みを具体的にされていくのか、お伺いしたいと思います。

田中総務部長

お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、本県の財政構造の特徴といたしまして、法人二税の占める割合が高く、景気変動の影響を受けやすいということでございますので、そういう観点からいたしますと、景気の変動を受けやすい本県におきましては、多様な産業を育成することが重要でございまして、それをあわせまして、産業構造という観点からも、すぐれたものづくり産業を持続的に発展させていくという観点からも、大事なんであろうということでございます。

こうしたことから、新たな産業分野への進出を促進するために、産業振興ビジョンを策定いたしておきまして、成長分野への支援に積極的に取り組んでいるところでございます。具体的には、燃料電池関連産業の集積・育成のための支援制度を全国に先駆けて創設をしているところでございまして、また、本県に蓄積された高い技術力を生かしまして、新製品開発に意欲的に取り組む中小企業に対します研究助成など、積極的な予算計上を行っております。さらに、農業の六次産業化やインバウンド観光の推進などにつきましても、積極的に促進していくこととしております。今後とも税収確保という面から、あるいは、産業の振興と県経済の活性化という観点、両方の点から取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

森屋委員

ぜひ、私たちの山梨県の特徴と言えます部分、私が議員になりました十数年前にはジュエリーでありますとか、農産物でありますとか、1,000億円を超えるような売り上げがありました。それがこの十数年の間に、電機とか、機械とか、先ほどからお話しさせていただいています輸出依存型の企業の税収に頼るという体質になってきたことは明らかだと思えます。ぜひ、今おっしゃったように、産業振興ビジョンでも定められて挙げられていますように、ある意味でのリスク分散を図っていくということ、ぜひこれからも心がけていかなければいけないと思えます。

財政について最後ですけれども、私はどうしても従来から、県の対応の及ばない臨時財政対策債残高、これについては先日の総務委員会におきましても総務部長にお話を伺いました。これは御承知のとおり、県がこれに対してどういうふうな姿勢を持っていくかということでは、削減をしていくかということではないわけでありまして、各地方自治体に対する税源の確保、財源の確保という意味では、やっぱり国の制度自体が疲弊していると思えます。ぜひ知事の立場として、安定した税源の確保、財源の確保というものを常に国に対して、これは強力に発信をしていただきたいと思えますけれども、知事のお考えをお聞きしたいと思えます。

横内知事

委員の御指摘のように、臨財債というものは本来好ましくないものでございます。言うまでもない、釈迦に説法でございますけれども、臨財債というのは事実上交付税でございまして、本来であれば現ナマの交付税で来るべきところを、国も金がないもんだから、一時期県のほうで立てかえといてくださいと、後で交付税で払いますからと、こういうものでございます。したがって、その支払いの責任というのは最終的に国にあるわけでありまして、同時に、またそれはもう臨時暫定的なものでありまして、本来は平成13年度に3年間に限った措置としてやりますと言っていたものですが、それがずっと継続されたままに今日に至って、本県だけでも明年度末での臨財債の残高というのは、3,026億円という巨額のものに達しているということでございます。

この臨財債につきましては、委員御指摘のように、私としてはこれは好まし

くないもので、本来の交付税で交付すべきものだということを、常にいろんな場で主張しております。また、全国知事会あるいは関東地方知事会においても、国にそういった申し入れはしているところで、いろんな形で国に対してそういう要望はしているところでございます。

そんなことがあって、一部改善措置もとられまして、平成22年度の予算でございすけれども、従来、臨財債は国で総額を決めて、あとは県に人口割りで割り振っていたわけでありまして、そうじゃなくて、本県のような財政力の弱いところは比較的少なく、財政力の強いところは臨財債を多くと、こういうふうな割り振りの仕方になりまして、本県の臨財債の発行額はその時点から、多少、多少といっても200億円ばかり減りました。しかし、まだ依然としてかなり巨額の発行が必要とされているという状況でございまして、御指摘のように、こういったものがいつまでも続くことはあってはならないことでありまして、ぜひとも臨財債ではなくて、地方交付税の法定率などを上げるなどして、県の独自財源を確保するというところで、これからも努力をしていきたいと思っております。

森屋委員

知事がおっしゃったように、私もそれを平成13年のときから見てまいりました。たしか最初のときは130億円か140億円ぐらいの発行だったと思いますけれども、今日3,000億円を超える残高ができていますと、これはもう本当に危機的、全国的、国を挙げて危機的状況にあると思っておりますので、強力に国に対して発信をしていっていただきたいと思っております。

（次代を担う人材の育成について）

次に、予算概要書では6ページに人件費ということで、人件費をテーマにいろいろなことをお聞きしてまいりたいと思っております。

知事も御就任以来、一般行政職員の削減というものは、国の定めた目標値以上に削減をしてきて、後でグラフをちょっと見ていただきますけれども、大変な効果を上げていると評価をいたします。

そこで、総数の事務職員は少なくはなっているわけですがけれども、今、現在地方自治は地域主権の時代ということで、知事もそれぞれの地域が光り輝く、そんなような地域を、アイデア豊富なそういう地域づくりをしていくんだということをお話しされていますが、知事が職員に対して、これからの時代に求められる職員像というものをどういうふうにとらえられているのか、まずお聞きしたいと思っております。

田中総務部長

お答え申し上げます。地域主権時代における県職員の姿についてございますが、地域主権の時代には、高い志とモラルを持って、県民の生活や県の将来のためであれば、前例にとらわれることなく、創意工夫を凝らしまして、新しい解決方法を生み出すような、常に前向きでチャレンジをする県職員が求められているというのが県としての考え方でございます。

また、県庁職員3,000人が総力を挙げてこのようなチャレンジをすることは、県民を勇気づけ、やる気を呼び起こし、地域間競争にも打ち勝つような山梨をつくることになると考えております。以上でございます。

森屋委員

知事の第1期目の平成19年からの4年間では、行財政改革大綱ということで、先ほどお話ししましたように、着実な職員数の純減を図ってまいられました。今回は、今度の第2期の行動計画の中では人件費を抑制はしていくけれども、職員数については適正な管理を進めていくというところでとどめられてい

るわけですが、今後の職員数の規模についてどのように考えられているのか、お願いいたします。

田中総務部長

今後の職員数の規模についてのお尋ねにお答え申し上げます。定員適正化計画に基づきます職員数の純減を進めました結果、現在の職員数につきましては、現在の業務量や組織体制に対しまして必要最小限の規模になったものと考えておりました、これは人口類似県と比較しても適正な水準にあると考えております。

今後、少人数学級の導入やサイバー犯罪などの取り締まりの強化などに対応するための増員要素もあるとは考えておりますが、引き続き簡素で効率的な組織づくりを進めまして、職員数の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

森屋委員

そこで、執行部の皆さん方からいただきましたこのグラフを、ちょっとごらんになっていただきたいと思っております。皆さん方のお手元にはペーパーでお配りさせていただいております。これは平成16年から平成23年まで、本年までの8年間の26歳から60歳までの5歳置きグラフであります。これは総体のグラフですから、どういうことが読めるかといいますと、新規の採用を抑制してきたことが、このところで明確にこういうふうにあらわれていると思っております。それから、もう一方で傾向としてこちらのほうは、団塊の職員の皆さん方が退職していった傾向というものが、大きなトレンドというものがこれでわかると思っております。

もう一つは2番目のグラフになります。これは中をとりました。中の平成17年から平成22年までの中をちょっととりまして、大きな県職員のトレンドというのわかるようなグラフをつくってみました。どういうことが見えますかと言うと、従来の県職員というのは、多いところもあれば、少なく抑制をしていった。抑制をしていって、またふやしていって、適正規模をある意味フラットでこういうふうには、規模を適正といいますか、職員規模を確保してきたのかなと思っております。

現在、平成23年度がこのピンク色のところが現在の職員の年齢別の世代別の構成です。明らかにこういう山型、管理職を前にした40代が大変肥大しているといいますか、足踏み状態にいるということが読めると思っております。ですから、私たちは職場の中まで見えませんが、恐らくこうした世代の人たちが少なくなってきた新人の職員の、ある意味で働き手、現場で一番働き手が少なくなっている中で、かなりこの40代の皆さん方が苦悩しているんじゃないかなという予想が、このグラフの中から読み取れると思っております。

この40代の皆さん方に組織の中でいかに働いてもらうのかというのは、組織にとって私は大きな問題だと思うわけですが、県も今回予算の中で職員養成といいますか、育成についてお金をかけて確保していくんだという、先日の総務委員会での答弁等もありましたが、具体的にこの40代の管理職を前にした人たちを、どういうふう育てていってモチベーションを高めていくのか、そういうことについてどういうお考えをお持ちになっているか、お聞きしたいと思います。

田中総務部長

お答え申し上げます。40歳代の職員は職場の中心的な役割を担っておりますので、この世代のモチベーションを高めていくというのは、県庁の組織力の向上の重要なポイントであると考えております。このため、まずは人事異動に際しまして職員の能力や適性を十分に考慮しまして、適材適所のポストに配置

するというところに心がけているほか、この世代に特化いたしまして、マネジメント能力の向上や意識改革のための研修を行うなど、人材育成に工夫を凝らしまして、40歳代の職員が意欲を持って働ける環境づくりに努めております。

また、昨年、不祥事根絶懇談会からいただきました提言の中でも、職員のモチベーションを向上させることが非常に重要であるという御指摘をいただいておりますので、明年度は、新たに管理職を対象といたします異業種交流研修、あるいは、幅広い年代層を対象といたしました国内短期派遣研修を実施するなど、広く職員の意識高揚に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

森屋委員

御存じのように、国でも、今、公務員の削減という議論されていますけれども、公務員の皆さん方、今の制度の中では早期退職等なかなかしてもらえないわけですよね。今までこういった新しい職員の皆さん方の抑制をして、全体の数を減らしてきた。その結果ですから、この40代の皆さん方がどういうふうな働き方を、こういう構造の中においてどういう働きをされるかというのは、やっぱり山梨県にとって大きな今後の問題で、知事は現在の知事でこうした職員の皆さん方を育てていただいて、そして、10年とか20年後に、若い人たちがそれに続いていくような体制というのは、今この執行部の中において、やっぱり懸命に取り組んでいただきたい大きな課題であるなと思います。

知事に、このところについての最後ですけれども、私は国が今やっているようなもう短期的な公務員のカットということではなて、こういうのは長期のビジョンの中において、将来を見越した中であらかじめ準備していく、あるいは削減をしていく、あるいは仕事の組み立て方を変えていくとかいうことは短期的にやることじゃないと。やっぱり長期のビジョンの中でやっていくことだと考えますけれども、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

横内知事

ここ十数年来、定員削減ということで、職員数の純減を進めてくる。これは財政的に非常に厳しくなってきたものですから、定員削減やらざるを得ないということで、それを進めていく中で、職員の採用は当然抑制をしてきましたから、おっしゃるように非常にある意味ではいびつな職員構成、年齢構成になってきているということは御指摘のとおりで、それがいろんな意味でマイナスを生ずる可能性があるということも、また委員の御指摘のとおりだと思っております。

かつて県庁職員5,000人ということが言われていたものでありますけれども、これは教育職員・警察職員を除いた数字であります。現在はもう県庁職員3,000人でございます。率直に言ってもうそろそろ限界、これ以上減らすと本当に県民サービスに影響を及ぼすような、そんな状況に来ているんじゃないかと思っております。したがって、もうこれからはやみくもに減らすとか、そういうことではなくて、長期的な視点に立って、しかしやはりむだはいけないわけでありますから、本当に必要な職員数というのはどういうものかというものを常にチェックし、見積もりながら職員数の適正な管理をしていきたいと思っております。

また、同時に研修ということも大変大事でありまして、資質の向上を図っていくということも大変大事でありまして、特にこれからの県庁職員というのは、経済・社会が非常に停滞傾向に行く中で、県庁が本当に先頭に立って元気を出して、県民の皆さんを引っ張っていくぐらいのつもりでなければいけないわけでございます。そういう意味で、前向きなチャレンジ精神に富んだ職員であってほしいと思うわけであります。そういう観点から、既にいろんな研修はやっ

ているわけでありませけれども、従来以上にさらに効果的な、また実践的な研修機会をふやしていくと。非常に時間が限られている中で大変な面もありますけれども、長期的に見て職員の資質を高める研修というものは、大変大事だという視点に立って充実をしていきたいと思っております。

森屋委員

このグラフは実は最後に中身を暴露しますけれども、ここで大きな差が出ていますが、実はこれは平成22年まで病院職員をカウントした数です。病院の職員を抜いた数字はないかと言ったら「ない」と言われましたので、そのまま示しましたので、実はここで大分大きな差が出ていますけれども、これは病院の人、この世代の看護師さんが多いと思います。ただ、全体のトレンドとしては病院も比べてみましたら変わらないということですから、ぜひその御理解をいただきたい。知事のおっしゃったように、これからのこういう厳しい時代の中で、私たち議員は幸せなことに県外のいろんな都道府県見させていただいて大変勉強になります。できれば職員の皆さん方にも時間があれば、先ほど部長は民間にという、そのことも大変大切だと思いますけれども、できればほかの地域を見るということは、自己を見返したときに大変参考になると思いますから、ぜひそうした機会も確保していただきたいと思います。

私どもの明全会では、代表が代表質問の中で、これからこういう時代になってまいりましたので、既存の事業シーリングとかいうのはもう限界があるんじゃないか。むしろ仕事の中身自体を見ていかなければ、組み立て方を変えていかなければいけない。あるいは、予算のつくり方も今までのようなつくり方で、果たしていいのだろうかという御指摘もさせていただきました。そういう意味で行財政含めて、すべて転換期にあるというふうに認識をいたしますので、ぜひ知事にはそうした強力なリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

（重度心身障害者の医療費の窓口無料化について）

最後に、重度心身障害者の医療費の窓口無料化ということで、昨年来、この議論がされているわけでありませ。先ほどからお話しさせていただいていますように、我が県の財政のこれからの流れ、見通しを見ていきますと、経常収支比率が大分上がっていく。私が議員になったばかりのときには、70%の経常収支比率は安全なんだと、80%を超えたらこれはもう赤信号ですよというのが、当時の財政学の本なんか読みますとそういう認識でありませけれども、しかしながら、今、現在は全国的にはもう90%以上。みんなすべての都道府県すべて悪いですから、すべてが悪いからということで考えると、山梨県はまだその中でもいいのかなと、皆さんの努力があるのかなと思いますけれども、それにしてもやっぱり厳しいところにあることは確かであると思います。

そうした意味で、この重度心身障害者の医療費問題ということで昨年来の議論ありませけれども、それは私たち議員サイドと執行部の皆さん方の、選挙事情とかいろいろ背景がありませなかなかこれは難しい。これについては私はやっぱり長期に、1つのターゲットにするという意味よりも、1つの課題としてこれをお互いに、議会サイドと執行部サイドが時間をかけて議論をしていく、その必要性を大変強く感じませ。一方では国に対して制度の改革というものを急いでもらうように、これは全力挙げてこれも訴えていくわけでありませけれども、今後、24年度、新しい年度を迎えるに当たって、この問題について知事はどういうふうな取り組み方をされていくお考えがあるのか、最後にお聞きしたいと思います。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。重度心身障害者医療費補助制度でありますけれども、これにつきましては窓口無料化実施後、いわゆるペナルティー分も含めまして事業費が大幅に増加をし、さらに、今後も増加が見込まれております。そうした中におきまして、この制度が今後とも安定した持続可能な制度となりますよう、不断の見直しを進めていく必要があるものと考えております。以上でございます。

（ウェルネス・ツーリズム推進事業費について）

早川委員 明全会の早川浩です。予算委員会では初めての質問となりますが、一生懸命頑張ります。よろしく願いいたします。

まず、予算概要の60ページ、ウェルネス・ツーリズム推進事業費についてお伺いします。

自然や温泉、体に優しい料理などを活用した健康プログラムを提供することにより、心身ともにいやされ、健康増進を図るウェルネス・ツーリズムは、豊富な水や温泉、森林に恵まれた本県においては、積極的に推進すべき観光形態であると考えています。私は昨年6月の本会議において、ウェルネス・ツーリズムの取り組みについて質問させていただきました。県からは、観光事業者や健康関連企業など、事業者間の連携を促しながら、魅力ある健康プログラムの開発の促進に努める旨の回答をいただいておりますが、今後はどのように推進していくのか、幾つかお尋ねをいたします。

現在、全国各地で地域の特徴を生かしたさまざまなウェルネス・ツーリズムの取り組みが行われている中で、本県にふさわしいツーリズムの推進に当たっての課題点と、それに向けて、来年度県が行う事業の概要について、まず、お伺いいたします。

後藤観光部長 ウェルネス・ツーリズムを推進する上での課題は、まず、県内各地で活動する実践団体や関係事業者等によります推進体制を構築し、幅広い業種間での連携を深めることとあります。また、本県の豊かな地域資源等を活用しました特色ある健康プログラムを策定することなどによりまして、誘客促進を図っていくこととを考えております。このため、明年度におきましては、学識経験者や実践団体代表者等からなる、やまなしウェルネス・ツーリズム推進協議会というものを設置いたしまして、関連事業者等の連携を図りながら、推進体制を構築、強化していく考えであります。

また、本県にふさわしい健康プログラムを策定するとともに、本プログラムによりますモニターツアーを実施し、魅力ある旅行商品を造成・販売することにより、誘客促進を図っていきたいと考えております。以上です。

早川委員 ありがとうございます。

次に、先ほど御説明があった県で設置する推進協議会について伺います。

ウェルネス・ツーリズムは、美や癒しなどをテーマとしていることなどから、私は女性の視点も必要であると考えますが、県ではどのようなメンバーを想定されているのかお伺いします。そして、また、本協議会はウェルネス・ツーリズムの推進母体として、将来的にも拡大していくことが望まれますが、県ではこの協議会をどのように運営していくお考えか、お伺いします。

後藤観光部長 推進協議会のメンバーにつきましては、ウェルネス・ツーリズムに造詣の深い大学教授を初め、ツーリズム実践団体の代表者、また、試験研究機関や大学の研究者などを予定しておりまして、その中には、食とか美などに関心の深い

女性の参加も想定しているところであります。また、推進協議会は会員相互の交流の場としても位置づけておりますことから、情報交換や事業連携等を通じた新たな商品やサービスの開発など、本県のウェルネス・ツーリズム関連産業の拡充につながることを期待しているところであります。

さらに、推進協議会は組織の立ち上げ後も幅広く参加者を募りまして、順次拡大を図っていくことによりまして、会員相互の連携や交流を広げていく考えでありまして、将来的には民間主導の推進組織として自立を促していく考えであります。以上です。

早川委員

先ほどお答えの中で、協議会へ女性のメンバーの登用を御検討をいただいているようですが、さらには、時間とお金に余裕があつて世代人口も多い団塊の世代の意見などもお聞きいただければ、また一層内容の濃い議論ができるのではないかと思います。

次に、本県ならではのプログラムの策定について伺います。

世界遺産であるあの伊勢の熊野古道には、中年男性を対象とした健康ツアーがあります。本県におきましても、富士山世界文化遺産登録を見据え、例えばカロリー消費表示つきのつえを突きながら、富士山駅を出発して、御師の家で健康食品を食べ、富士浅間神社から中の茶屋、一合目へと、富士山信仰を体験しながら徒歩で富士山頂を目指す、歴史と文化の富士山メタボ解消ツアーなどといった非日常的でストーリー性のある商品が注目を集めるのではないかと考えます。生活習慣病を予防するツアーや、健康食材を提供するツアーなど、ウェルネス・ツーリズムを推進する上において、どのような本県ならではのプログラムを策定していくのか、お伺いいたします。

後藤観光部長

本県には、富士山に代表される豊かな自然、また、良質な温泉、果物を初めとするさまざまな農産物、また、歴史や食文化など、数多くの地域資源があるわけでありまして、また、例えば北杜市や山梨市などにおきましては、森林散策や温泉入浴、また、健康食材等を活用した健康プログラムが実践されておりまして、やまなし観光推進機構におきましては、こうしたプログラムを取り入れましたウェルネス・ツーリズム関連商品の造成、販売も行っております。

このため、推進協議会におきましては、こうした本県特有のさまざまな資源や、県内各地における健康プログラムなどを素材として活用しまして、美や癒し、また健康などといったテーマとしまして、本県にふさわしいウェルネス・ツーリズムのプログラムを策定していきたいと考えております。以上です。

早川委員

さらには、健康のための効果という点を考えますと、私は一定の科学的根拠があるプログラムの策定も必要だと考えます。ウェルネス・ツーリズムを推進していくためには、森林浴の科学的効果や、高地における運動の効果、また、自然界の音をもたらすリラックス効果など、科学的根拠に基づく健康プログラムの提供は、健康サービスの質を高め、集客力向上にもつながるものと思いますが、県のお考えを伺います。

後藤観光部長

推進協議会におきましては、本県の自然環境が身体や心に与える影響などにつきまして研究しております試験研究機関や大学の研究者などに加えまして、科学的データを踏まえ、健康プログラムを提供しております実践団体の関係者などに、会員となっていただくことを予定しております。科学的根拠に基づく健康プログラムの提供は、ウェルネス・ツーリズムとしての信頼性や魅力を向上させ、健康志向の高い顧客層の誘客促進につながることから、推進協議会に

おきましては、こうした科学的研究や実践に精通した方々の御意見も十分伺いながら、本県にふさわしいプログラムを検討していきたいと考えております。以上です。

早川委員

また、このプログラムの開発を担う人材の育成も重要と考えるので、プログラムの策定とあわせて、今後、人材育成の事業の検討もお願いします。ウェルネス・ツーリズムは観光事業、健康食品事業、スポーツ事業など多くの関連業種がかかわるすそ野が広い旅行形態です。県が来年度実施するこのウェルネス・ツーリズム推進事業を契機に、多くの関連事業者が集い連携する中で、新たな魅力ある商品の開発にもつながるなど、幅広いウェルネス・ツーリズムの展開を期待して、この質問を終わります。

（新規水力発電開発調査費と小水力発電推進事業費について）

次に、予算概要の46ページ、新規水力発電開発調査費と小水力発電推進事業費について伺います。

昨年の夏は原発事故の影響により、大幅に電力が不足する事態となり、需要の15%の抑制を目標とする電力需給対策が実施されて、官民を挙げて節電対策に取り組んだところであります。このようなことから、今後は山梨の自然環境を生かしたエネルギーの開発をさらに積極的に進め、県内で調達できる電源が必要であると強く感じました。

そこで、県内には数多くの水力発電所があると承知しておりますが、安定した電源であるこれら水力発電所で、現在どれくらいの県内需要を賄っているのか、まず伺います。

中澤公営企業管理者 お答えをいたします。県内には事業用の発電所としまして、県営で20カ所、それから、東京電力などで29カ所の計49カ所の水力発電所が現在運転をしております。平成22年度におきましては1年間で約17億キロワットアワーの供給実績となっております。

一方、県内の企業や一般家庭が消費する県全体の電力量は、平成22年度で年間約65億キロワットアワーとなっております。自給率は26.2%でございます。以上です。

早川委員

現在、県内需要の約4分の1ということですので、比較的高い自給率であるなど感じたところですが、さらに自給率の向上には、1,000キロワット以上の比較的規模の大きな発電所の開発が必要であると思われまいます。企業局では、発足以来、一貫してこのような水力発電の開発を手がけ、これまで幾つかの地点において調査を行っているという聞いております。

そこで、現在までにどのくらいの地点で調査を行い、その状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

中澤公営企業管理者 お答えをいたします。これまでに県内の8地点におきまして、流量観測や地形測量などを行いまして、発電所の規模や経済性などを検討する調査を進めてきたところでございます。これらの中には、実施設計まで進んだ地点もございまして、漁業でありますとか、観光への影響を懸念し、地元の理解が得られないものや、送電線の新設が必要となったことなどによりまして、採算性の確保が難しかったものなど、それぞれに課題があり、建設までに至っていない状況でございます。

早川委員 現状、設計段階まで、先ほどお答えの中で進んだものがあるとのことですが、環境問題での地域の理解が得られる中で、早期に建設ができることを期待をします。先の震災以来、水力発電の価値が見直され、開発のスピードがこのように求められている中で、今回の予算にあります新規水力発電開発調査費では、具体的にどの地点で、どの程度の規模を想定して調査を行う予定であるのか伺います。

中澤公営企業管理者 明年度は、地形や水利等の状況から、1,000～2,000キロワット程度の発電規模が見込まれます、早川町内に流れている保川におきまして、流量観測や概略設計などの基礎的な調査を行っていくこととしております。以上であります。

早川委員 早川町内ということですが、これが成功すれば1,000キロワット以上では約15カ所目になるのでしょうか。着実に調査・開発が進むことを期待します。

次に、こうした比較的規模の大きい水力発電の開発が、電力の自給率を上げるための縦の取り組みであるのに対し、横の取り組みとして1,000キロワット未満の小水力発電の普及拡大が重要と考えます。小規模なため、多くの発電所が必要となり、市町村を初め広くさまざまな事業者が手がけることが望まれますが、小水力発電の普及を図っていく上で、何が課題となっているのか伺います。

中澤公営企業管理者 普及促進に向けての課題についてということですが、まず、水力発電を行う場合には、河川法に基づきまして水利権を取得することが必要とされておりまして、この手続きが煩雑であることから、事業者にとりまして大変負担が大きく、普及促進を図っていく上での課題の一つになっております。また、固定価格買取制度の導入によりまして、国の補助金が打ち切られたことから、建設資金として自己財源がこれまで以上に必要となるなど、経費面での課題もございまして、そういう課題を克服する上でも、初期投資を抑えることが必要でして、より安価な小型水力発電機の開発などが必要となっているところであります。以上であります。

早川委員 水利権の規制緩和などへの柔軟な対応と、本県に合った、先ほどおっしゃったより安価な小型の水力発電機、発電設備の開発にも、民間と今以上に連携を強化して取り組んでいただきたいと思います。県では平成20年の小水力発電開発支援室の設置以降、これまで10カ所の完成が見込まれて、今後も県内各地でさらなる普及促進を図っていると伺っています。私の地元、富士吉田を初め富士北麓地域は、富士山のふもとで豊富な水に恵まれ、高低差もあることなどから、古くから水力利用が行われてきました。

そこで、私は小水力発電の可能性を大いに期待をしていますが、現状、この地点において具体的な普及促進の取り組みはあるのか伺います。そして、また、今後、県内全体の整備の見込みについてはどのように考えているのか、あわせて伺います。

中澤公営企業管理者 まず、富士北麓地域の取り組みでございまして、小水力発電開発支援室には富士北麓地域の市町村やNPO法人から、これまでに18件の相談が寄せられまして、2つの地点におきまして現地調査や概略計画を作成するなどの技術支援を行ってきたところでございます。明年度におきましては、採算

性や水利権等の条件が整う地点について、関係機関と具体的な協議を進めるとともに、基本設計を行うなど、開発に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、県内全体の今後の整備見込みでございますけれども、県としても大城川の砂防ダムを利用した小水力発電所を初め、採算性等が見込める地点に今後も計画的に建設を進めてまいります。また、現在、市町村等に技術支援を行っております26の地点につきましても、引き続き支援を行うことによりまして、県内各地における小水力発電の開発と普及促進を図っていきたくと考えております。以上であります。

早川委員

富士山のふもとでの小水力エネルギー開発は、さまざまな効果が考えられますので、私も積極的に今後取り組んでいきたいと思っております。県内には小水力発電の適地が多く、地域エネルギーの自立や災害時の供給のためにも、一つでも多くの開発が進むように、さらなる積極的な取り組みを期待して、この質問を終わります。

（富士山世界文化遺産登録推進事業費について）

最後に、予算概要の55ページ、富士山世界文化遺産登録推進事業費について幾つかお尋ねいたします。

まず、今年の夏から秋ごろ予定されているユネスコの諮問機関であるイコモスの現地調査についてであります。イコモスの現地調査はその報告内容が、来年夏ごろの世界遺産委員会の審議の内容に大変重要な調査と聞いております。現地調査のポイントとして、富士山の普遍的な価値である信仰の対象についての山岳信仰は、海外ではなじみが薄いだけに、富士山信仰の説明やアピールの方法について私は懸念をしております。今まで本会議などではAクラスの通訳や、効果的なルートの選定などの準備を伺っていますが、そのほかの準備状況も含めて、今後どのような工夫を行っていくのか、お考えを伺います。

横内知事

御指摘のように、イコモスの調査員がことしの8月あるいは9月ごろに訪れまして、1週間なり10日なり調査をしていくわけでございまして、その調査結果というものが、この世界遺産になるかならないかに、大変に大きな影響を及ぼすものですから、このイコモスの調査員に対してしっかりと説明することが、極めて重要なことであると思っております。

その際のポイントは、委員が御指摘したように富士山信仰ということでございまして、このほかにも世界にはいろんな山岳信仰がありますけれども、そういう中で富士山信仰というものがどういうものなのか、どういう独自性を持っているのかということを理解してもらうことが大事だと思います。このことは推薦書にも書いてあるわけでありまして、端的に言うと富士山信仰の一番のポイントのというのは登拝と、登ることによって、そして、登ってそこで御来迎を仰ぐということに価値を見出しているわけでありまして、そのことをよく理解をしてもらう。そのためにできるだけわかりやすい表現方法、あるいは、いろんな資料、そんなことを文化庁ときめ細かく検討していきたいと思っております。

同時に、この登拝という形式は、現在でも日本人の富士山を敬う心として残っておりまして、多くの日本人が富士山に登り御来迎を拝む、そのところによって人生の何らかの問題を解決をしていくという、そういう伝統というものが今日まで残っているということもよく説明しないとイケませんし、また、御師の家におけるいろんな伝統行事とか、いろいろなそういった伝統行事というもの

も見学をできるだけしてもらって、理解を深める1つの手だてにしていきたいと思っております。

早川委員

ありがとうございます。そういうスペシャルの説明員、通訳も必要ですが、私は一歩進んで、富士山のそういった説明員とか通訳、他のスタッフも含めて、できるだけ早く早急に受け入れチームとしての体制整備を行って、早い段階から連携や意思統一を図っていくことも必要ではないかと思えます。

次に、同予算書の課別説明書の企11の世界遺産ガイドの育成について伺います。

早ければ来年夏ごろの登録後、富士山の世界文化遺産としての価値の説明を求めてくる多くの訪問者に、適切な案内を行うガイドが必要です。県は市町村と共同で世界遺産ガイド育成事業を新たに計画しておられますが、このガイドにはどのような活動をしてもらうお考えなのか伺います。

丹澤企画県民部長 世界文化遺産としての富士山の価値、これを来訪者に紹介する世界遺産ガイドにつきましては、明年夏ごろの登録実現を見据えまして、当面20名程度を目途に育成してまいります。お尋ねのこれらガイドの具体的な活動内容については、富士山の価値の保全と活用の拠点施設、いわゆる世界遺産センターの機能と整合を図る必要がありますことから、明年度の早期に設置いたします有識者等からなる委員会におきまして、センターのあり方とともに検討していただく考えであります。

早川委員

一方、既に富士山レンジャーや財団法人ふじよしだ観光振興サービスが行っているガイドなどの事例が既存にあります。これらのガイドは既に一定のノウハウを有し活動をされていることから、県が新たに育成を行うガイドとの密接な連携を考えていく必要があります。

そこで、これら既存のガイドとはどのような役割分担や連携をしていくお考えか伺います。

丹澤企画県民部長 富士山の構成資産は大変数が多くて、かつ、広い範囲に分布しております。また、国籍や年齢、四季の別等によりまして富士山来訪の目的も異なりますことから、来訪者のニーズへの的確な対応を期する上で、委員御指摘のとおり、世界遺産ガイドと実績のある既存のガイド団体等との連携は必要不可欠であると考えております。

先ほど答弁いたしましたとおり、世界遺産ガイドの活動につきましては、今後、世界遺産センター検討委員会の場で議論いただくこととしておりますが、並行いたしまして、既存のガイド団体等との役割分担や連携のあり方につきまして、団体等の関係者とともに意見交換を行うことも検討してまいりたいと考えています。

早川委員

また、今後さらに先なんですけれども、静岡県側のガイドや他の地域の世界遺産ガイドとの広域連携も、情報交換してネットワークづくりといったものも必要ではないかと考えます。

次に、同じく課別説明書の企11の3、国民運動の展開について伺います。

先日の2月23日の富士山の日には、静岡県と共同で官民連携による国民運動の原動力となる富士山世界文化遺産両県県民会議が発足しました。この国民運動については、文化庁の近藤長官も「イコモスの現地調査では地元住民の誇りと決意を感じてもらうことも非常に大事」とコメントしております。しかし、

率直に言って、地元でもまだまだ登録に向けて機運が高まっているとは言えない現状であり、県内においても関心度に温度差があると私は感じております。

そこで、この国民運動の展開事業はどのような内容を盛り込んでいるのか伺います。

丹澤企画県民部長 去る2月23日に発足いたしました富士山世界文化遺産両県県民会議、この会員団体及び企業数は、現在、850を数えまして、今後とも引き続きさらなる会員数の増に努めるとともに、明年度は各会員の自主的な取り組みを促す事業を実施する予定であります。具体的には、年度の早い時点ですべての会員にお集まりいただきまして、先進的な事例の報告や情報交換等を行うこととし、また、富士山の世界文化遺産登録を応援する旨を記載した車両に張りつけますマグネットを会員に配付するなどの取り組みを進める考えであります。こうした取り組みに加えまして、静岡県や認定NPO法人「富士山を世界遺産にする国民会議」などとの連携を強化いたしまして、さらには、明年の富士山の日のイベント実施等を通して、県民運動、国民運動の一層の展開が図られるよう努めてまいります。

早川委員 例えば、単純ですが、ここに他県の事例もあるように、県・市町村の庁舎や公的施設や商業施設に「富士山を世界文化遺産に」といった垂れ幕や看板をかけてみるのも一考に値すると考えます。これは静岡県庁の正面玄関や、県庁内の富士山へのメッセージボードの様子です。そして、これは県が依頼をした東海道新幹線沿いの横断幕の様子です。

そして、また、さらには視覚に訴えるだけではなくて、聴覚を通して醸成していくことも効果的です。音楽は記憶に残ります。例えば県内の駅や信号機、または市町村の時刻放送など、可能な範囲、可能な時期だけでも、あの「ふじ山」の曲を流すことで、地元住民だけではなくて、観光客や、そして、タイミングが合えばイコモスの調査員も気づくのではないのでしょうか。こちらの静岡県の交差点では20カ所以上も「ふじ山」の曲が流れているとのこと。私は本県はまだこういった動きが少ないように思います。

そこで、これらの視覚・聴覚に訴える機運醸成の取り組みの拡大について、県が主導して行うべきと考えますが、御所見を伺います。

丹澤企画県民部長 富士山の世界文化遺産登録の機運を盛り上げる手法といたしまして、視覚や聴覚に訴える取り組み、これは検討すべき課題ではありますが、世界文化遺産にふさわしいまちづくり、観光地づくりを目指す上で、景観や音環境、こういったものへ配慮することも重要な視点と考えております。こうしたことから、例えば本年度、県と地元市町村で作成いたしました富士山の世界文化遺産登録ののぼり旗、これは郡内織による色調を抑えたものとしておりますけれども、これを屋外には置かず、あえて公共施設内でのみ掲示することといたしております。委員の御提案につきましては、このような視点や所管する機関、企業の御意向等を踏まえつつ、その対応を検討させていただきたいと考えております。

早川委員 先ほど旗の御説明があったんですが、県庁の正面玄関に行きますと、残念なことに旗が隅のほうに置いてありまして、ちょっと寂しいなと思ったところです。垂れ幕にしても、信号機にしても制限はあると思いますが、こういったほかの事例もあるように、制限はあると思います。関係各所への積極的な呼びかけも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと考えます。

また、私は11月の本会議でも質問をしましたが、教育現場からの国民運動の積極的な展開も大切であると考えます。次代の富士山の保護・保全活動の原動力となる園児や小・中・高校生がいる教育現場から、親子の会話などを通して各家庭へ、そして、さらには地域へと波及させていくことが必要だと、有効だと考えます。御所見を伺います。

瀧田教育長

ただいまの御質問にお答えいたします。現在、各小中学校では、平成20年3月に作成いたしました郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用し、富士山の自然や歴史、民話、また、観光などの産業、そして、世界文化遺産登録への取り組みなどについて、教科や総合的な学習の時間などで学んでおります。高等学校においても、総合的な学習の時間を活用して富士山について本格的に研究したり、世界遺産について学習したりしております。また、キャリア教育の教材として作成いたしました「山梨に生きる」を活用して、富士山について学ぶこととしております。今後も県内すべての公立学校で、日本一の山であり、郷土の誇りでもある富士山をテーマにした学習を、より一層充実することによりまして、家庭や地域に富士山世界文化遺産登録に向けての機運を高めてまいりたいと考えております、以上でございます。

早川委員

ありがとうございます。最後になりますが、こちらは静岡県での園児の取り組みを、県庁の別館21階に展示してあります。このように親子で富士山の絵をかいたり、メッセージをつづるなど、富士山の価値の新発見や再発見の機会となるような、そして、富士山を通しての地域愛が醸成されるような、学校現場の取り組みを期待して、以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

（ 休 憩 ）

飯島委員

フォーラム未来の飯島修でございます。一日の真摯な予算審議の中でお疲れかもしれませんが、もうしばらくお時間をちょうだいしたいと思います。我が会派フォーラム未来は、今予算特別委員会において、私を含め4人の陣容でこの予算特別委員会に臨んでおります。私がトップバッターということで質問をさせていただきたいと思います。

私は小中高と12年間、部活では野球部に属しておりました。この間、球拾いからエースで4番に至るまでいろんなポジションを経験してまいりました。また、試合経験では1回戦の敗退から甲府市で優勝するまで、これまたいろんな経験をしてきました。そこで私が学んだのは、チームワークの大切さであります。個々に力があっても、チームがばらばらだと試合には勝てません。逆に個々の力はそうでなくても、チームワークがしっかりしていれば試合に勝てる、そのことを身をもって学んでまいりました。県議会議員となり、約1年が経過しようとしていますが、チームワークのよいフォーラム未来の一員として、議会活動ができることをうれしく思い、これからも県民目線で成果を出していこうと思います。貴重な時間をちょうだいし、質問する機会をいただいたことに感謝しながら、フォーラム未来チームの切り込み隊長を意識して、クリーンヒットをねらって、以下、質問に入りたいと思います。

（国民文化祭費について）

まずは予算概要105ページの国民文化祭費についてお伺いしたいと思います。

午前中も県民クラブの白壁委員からの質問がありましたが、フォーラム未来の切り口で質問させていただきます。これにつきましては、私が昨年の6月の議会の一般質問で、また、会派の先輩であります土橋議員が昨年の9月に、そして、同じ久保田議員が本年2月に、それぞれ代表質問の中で取り上げております。会派としても県政最重要課題の1つであるとの認識でございます。今回は予算特別委員会でございますので、可能な限り詳細までお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、国民文化祭のイベントについてであります。既に確定している79の市町村主催事業以外に、国民文化祭をより盛り上げるために、それを応援する提案事業の公募がこの3月2日に締め切られました。その応募状況はいかがだったのでしょうか、まずお伺いいたします。

丹澤企画県民部長 提案事業につきましては、国民文化祭の充実や芸術文化活動の活性化を図るため、県内の団体や個人が会期中にみずから実施する文化芸術事業を募集し、支援するものであります。本年1月12日から3月2日にかけて公募を行いましたところ、107件の応募がございました。

飯島委員 応募数が107件とかなり多かったということですが、御苦労も多かったと思います。採用の数は決まっているので、その辺の審査のポイント、あるいは、審査基準はどのような状況だったのでしょうか、お伺いします。

丹澤企画県民部長 審査ポイント・審査基準、これは具体的に実現可能であるか、それから、多くの人に楽しんでいただける集客性の高いものであるか、芸術文化や地域の文化の振興に寄与するものであるか、ユニークな事業であるかなどの視点で審査を行ったところでございます。

飯島委員 しっかりしたカテゴリーで審査されたということです。ただ、応募数が多かったので、運悪く基準に到達しないで採用されなかった事業というのはいっぱいあると思いますが、こういう熱心な方々への救済といいますか、その後のフォローはどのようにするのか、お伺いいたします。

丹澤企画県民部長 応募された事業の中には、県事業でありますフットパス、造形遊び、まちなかステージなどの事業に類似したものもございました。このような事業が採択されなかった場合には、県事業と連携して実施が可能なものについては、提案者と相談をさせていただきたいと考えております。

飯島委員 市町村の事業と類似するものは話し合っていてやっていると、とてもいい取り組みだと思います。せっかくの盛り上がりをつぶすことなく、そういった対応でしていただければありがたいと思います。こういった応募者が多いというのは、国民文化祭の関心の高さのあらわれだと理解します。こういった盛り上がりをさらに続けるために、もう一回を公募するというお考えはありませんか。

丹澤企画県民部長 今回、107件の応募があったことは、大変ありがたいことでございます。できるだけ多くの方に、国民文化祭にかかわってもらうのがよいわけでありまして、再度、提案事業を公募したいと考えております。その際には、初めて応募される方はもちろん、今回採択されなかった方にも、事業案に磨きをかけて再度応募していただけるよう期待するところでございます。

飯島委員

時間と開催場所と経費というのは限りがありますから、その中でしっかりやっていたらと思います。

国民文化祭の目的の1つは、県内外からやってくる観光客の皆さんに、本県のよさを知っていただく、リピーターをふやす、あるいは、山梨ファンをふやすということにあると思います。それには私ども県民一人一人が、いろいろな議論の中ではありますが、おもてなしの心を持って来訪者に接することが大切であることは言うまでもありません。

一方で、何らかの理由で我が県に仮住まいしている人たち、例えば東日本大震災によって避難してこられた、今、840人余りの方々が県内に暮らしております。私はこうした避難者の皆さんが少しでも明るく元気になっていただけるような取り組みが、この国民文化祭を通じてできたら素晴らしいと考えております。具体的には避難者の皆さんをイベントに招待する、あるいは、参加を促したりすることで、生まれ育ったところは違うけれども、今は自分たちも山梨県民だ、仲間だとの一体感を持っていただく。あるいは、東北被災地の文化団体に呼びかけをして、交流事業を計画するなどして、国民文化祭を通じて心のきずなをさらに強固にすることができれば、山梨をもっと好きになってもらい、山梨ファンになってもらえると確信いたします。そして、こういった魂の入った国民文化祭は、さらに盛り上がることは間違いないと考えますが、御所見をお伺いします。

丹澤企画県民部長 国民文化祭のイベントへの避難者の招待・参加につきましては、「東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会」や市町村を通じまして、観覧や参加を呼びかけたいと考えております。また、被災地の文化団体との交流につきましては、昨年11月に桃源文化会館で開催されました、やまなし県民文化祭の第2回県青少年合唱フェスティバル、これへ福島県郡山市の合唱団をゲストとして招待しまして、お互いに歌声を披露するなど、県内団体と交流を図った事例もございます。国民文化祭におきましても、同様な取り組みができないか、市町村に働きかけるとともに、県としても検討してまいりたいと考えております。

飯島委員

まさに山梨にいる人間はオール山梨ということですから、さらに綿密な計画を立てて参加を促し、素晴らしい国民文化祭にしていっていただきたいと思っております。

詳細な質問に移ります。1年間の会期を通じて参加できるイベントとして、参加者がみんなウォーキングを楽しみながら、地域の伝統文化やすばらしさを見詰めるフットパスについてお伺いしたいと思います。

まず、新しい公共を活用してのフットパスリンク協議会というのがありますが、その活動内容についてお伺いいたします。

丹澤企画県民部長 やまなしフットパスリンク協議会はNPO法人「つなぐ」を代表にしまして、子育てセンターちびっこはうす、やまなし観光推進機構、国民文化祭課などを構成メンバーとする組織であります。同協議会は、新しい公共支援基金事業に採択されました、フットパスを用いた活力ある地域づくりモデル事業を実施しております。この事業では地域の魅力を歩いて味わうフットパスによる地域振興を図るため、全県的な推進体制の構築や、担い手となる人材の養成、普及イベントの開催などを実施しております。

飯島委員

まさに県は新しい公共という取り組みをしている中で、まさにタイムリーに

国民文化祭にこういう協議会ができることは歓迎するものです。ぜひいい結果に、さらに広がるようにしていただきたいと思います。

また、このフットパスは、歩くという、気軽に参加できる事業であることから、大勢の老若男女の参加が予想されるわけですが、そういう意味ではちょっと危険性もあるのかなという感じもするんですが、フットパスの実施方法の詳細をお伺いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 フットパスは地域の文化やすばらしさを楽しむために、その地域の情報をまとめたガイドブックなどを用いまして、身近な名所旧跡を訪ね、歴史や逸話を聞きながら歩くものでございまして、国民文化祭の会期中、何度も繰り返し実施する考えであります。

フットパスリンク協議会のメンバーの中には、既にこうした事業を定期的に行っている団体があり、こうした団体によりまして、県内のすべての市町村を網羅して、200を超えるコースとガイドブックができ上がっているわけでございます。こうしたことから、協議会のメンバーを中心にこの事業を実施していきますが、国民文化祭では参加者をふやすために、多くの市町村で実施されております健康ウォーキングでありますとか、史跡めぐりなどの類似した事業もフットパス事業として位置づけて、活用してまいりたいと考えております。

飯島委員 まさにフットパスを国民文化祭でブレイクさせるという取り組みだと思いますが、そうはいっても、年間200回ということ、課題もあるのかなと、そういう想定外ということも考えなきゃいけないかなというところで、課題はどんなことを想定して、また、どんなふうに取り組むのか、ありましたら御説明をお願いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 課題の1つは、フットパスを企画するとともに、コースの案内人となります担い手の確保ということでございますけれども、現在、やまなしフットパスリンク協議会が県下各地にフットパスのノウハウについて教える「楽校」、学ぶではありません、楽しむ楽校をつくりまして、担い手を養成しておるところでございます。

また、参加者をふやすことが、これも課題でありまして、市町村と連携しまして、市町村がこれまで行っている健康ウォーキングや史跡めぐりを実施する際に、ガイドブックを用い、地域の逸話を聞きながら歩くなど、フットパスのおもしろさを取り入れていただくことによりまして、フットパスの愛好者をふやしてまいりたいと考えております。こうした取り組みによりまして、国民文化祭の会期を通じて、さまざまなフットパスを県下各地で展開してまいりたいと考えております。

飯島委員 私の調べたところ、フットパスはもう全国で至るところでやっているわけですが、森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができると、まさに本県はこういったロケーションに富んだところがいっぱいあるわけですから、引き続き、国民文化祭を利用して普及・啓発に努めていただきたいと思います。

国民文化祭の最後の質問として、広報PRについてお伺いしたいと思います。

先ほどの質問の中で申し上げましたが、応募状況が好調なのは、関心度が高い証拠であるということですが、さらにPR活動に力を入れて、それを浸透させることによって、一層の盛り上がりが見込めます。

そこで、マスコットキャラクターのカルチャくんです。もちろん県の関係者

あるいは議員の皆さんは既に知っているかと思いますが、一般の方にはまだまだ知られてないと思います。それで、テレビを通じて一般の人にも見ていただきたいなと思ってお持ちしました。本県の象徴である富士山をモチーフにして、白と青で表現し擬人化しております。両手を広げて笑顔でお客様を迎えようとしているこのしぐさは、万人に愛されるキャラクターだと思います。また、カルチャくんの活用については、身長約1メートル20センチぐらいですか、着ぐるみのカルチャくんも現在1体しかないと聞いています。昨日も甲府駅北口で300日前イベントに出演して人気を博したという報告がありますが、計画においてはもう少しふやしてさまざまな場所で活躍してもらいたいというのですが、その計画内容をお伺いいたします。

丹澤企画県民部長 マスコットキャラクターは、県主催のPRイベントやキャンペーンにおきまして活用いたすとともに、市町村のイベント等へ貸し出しをしておりますけれども、希望がふえまして対応できない状況となっております。明年度はこれらの希望に応じられるよう2体ふやし、また、新たに市町村教育委員会等の協力をいただく中で、カルチャくんが小中学校を訪問し、国民文化祭のPRをするといったことを考えております。

飯島委員 着ぐるみはいろんなところで、子どもたちも触ったり触れたりできますから、とても人気があると思います。2体と言わずに、今後もしっかり検討していただきたいなと思います。

また、公募によって決まりましたイメージソング「私の好きな街」の歌ですが、まだまだ認知度も低いように思います。現状はどんな取り扱いで、今後どんなような展開を計画されているのか、お伺いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 イメージソング「私の好きな街」につきましても、現在、北口のペデストリアンデッキの情報コーナー、ここで視聴したり、公式ホームページからダウンロードができるようになっております。また、国民文化祭の広報番組やイベント、PRキャンペーンにおきまして、演奏を流すなどによりまして、開催気運の醸成に活用をしております。さらに、現在、市町村や学校等へ配布するCDの作成を進めておりますが、明年度には合唱曲や吹奏楽曲への編曲を行いまして、多くの県民に歌い、演奏していただけるよう準備を進めております。なお、でき上がったCDを用いて県の庁内放送で流したり、市町村の庁舎等で流してもらうことも考えております。

飯島委員 まず、隼より始めよですから、ぜひ庁内でお聞かせいただきたいと要望しておきます。

国民文化祭に多くの子どもたちが参加することによって、将来の山梨の文化形成に大いに役立つという思いがあります。小学校、中学校、高校、大学等への周知や連携はどのように行いますか、お伺いします。

丹澤企画県民部長 マスコットキャラクターの学校訪問に加えまして、ポスターの掲示、マスコットキャラクターの縫いぐるみやシールなどのPRグッズの活用を考えております。また、市町村教育委員会等を通じまして、小中学生の郷土学習の中で、国民文化祭の周知や市町村事業への参加を働きかけ、高等学校文化連盟等にはイベント会場における抹茶の振る舞いでもありますとか、迎え花などのおもてなしへの協力を求めまして、児童・生徒が山梨の文化を知り、国民文化祭に参加する契機としたいと考えております。

さらに、高校生や大学生には、造形遊び、まちなかステージ、食のカレンダーなどの通期事業に参加・協力を求めまして、また、ボランティアとしての活躍を期待するとともに、提案事業のチャレンジ部門への応募を呼びかけてまいりたいと考えております。

飯島委員 教育の場面としてもとてもいいと思いますので、活用をお願いしたいと思います。

企業、民間に対してもいろんな協力要請、あるいは、連携が必要かと思いますが、どのように取り組むのかお伺いいたします。

丹澤企画県民部長 企業を初めとする民間団体の方々が、国民文化祭について知り、協力していただくことは、県を挙げて大会を盛り上げていくために大変重要なことでございます。このため、商工会連合会、中小企業団体中央会などの経済団体の代表者を、実行委員会の委員に委嘱しているところでございます。また、商工会会長会議、あるいは、経済同友会の研修会などで国民文化祭をPRするとともに、協力を要請しております。

さらに、効果的な広報活動を展開するために、今後、民間企業や団体等に協賛や寄附をお願いをいたしまして、協賛企業名を入れた公式ガイドブックなどを作成することによりまして、企業等の参加意識を高めてまいりたいと考えております。

飯島委員 いろんな企業を巻き込んでやっていただきたいと思います。

それから、地元の地域の皆さん方に漏れのない周知を徹底することが、これまた大切であります。ボランティアの皆さんの参画促進も必要ですが、どのように進めて計画しているのかお伺いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 地域への周知につきましては、「やまなし県政だよりふれあい」特集号に国民文化祭の情報を定期的に掲載をして、自治会を通じて各戸に配布するとともに、県の広報番組を通じて広く周知を図ってまいります。また、県内の市町村へも呼びかけまして、市町村の広報誌等を活用したPRもお願いしたいと考えております。

ボランティアにつきましては、明年度、国民文化祭をお手伝いいただく方々を広く県民から募集いたしまして、既に募集した事業の企画から実施まで携わるイベントマネージャーとあわせまして、おもてなし等についての研修を受けていただいた上で、国民文化祭の担い手として活躍を期待したいと考えております。

飯島委員 最初の質問からいろいろ質疑応答する中で、今、現在だと提案事業も人気もあって、かなりの関心度があると推測されますが、そうなる、このままで行くと参加者はかなり見込めるのかなど。そうなる、いろんな問い合わせが非常に多くなって、その対応に整理・整頓をして臨まなければいけないかなと思うわけです。

そこで、情報管理という意味でも一点集約ということで、コールセンターを設置して、きめ細かな効率的な対応を検討すべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 国民文化祭についての情報提供、これはガイドブックや公式ホームページを中心に行うこととしておりまして、また、事業が集中するオープニングウイ

ーク、あるいは、秋のグランドステージには、案内所の設置を考えております。

しかしながら、本県の国民文化祭は会期が長期にわたるほか、文化関係者以外の観光客の皆さんに、国民文化祭の事業に参加・観覧を促したいと考えておりますので、きめ細かい情報提供が必要であると考えております。このため、電話による問い合わせ窓口の設置については、適切な時期に開設できるよう検討してまいりたいと考えております。

飯島委員

部長の答弁にありましたように、国内初の通期の事業ですから、国内初のサービスでおもてなしをしていただきたいと思います。

（がん対策強化事業費について）

次に、当初予算概要83ページのがん対策強化事業費について幾つかお伺いしたいと思います。

県が丸となった総合的ながん対策を推進するため、去る2月20日の県議会本会議で、全会一致による全国で17番目となる山梨県がん対策推進条例が可決されました。私も条例(案)検討委員会の会長職務代行者を拝命し、棚本会長ほか各委員の皆様のご指導をいただきながら、条例制定作業に携わり、貴重な経験をさせていただきました。制定に際しましては、議長初め県議会議員の皆さん方はもちろんのこと、県庁内、関係部署、関係団体、一般の方々の協力を賜りましたことを、改めてこの場をおかりして感謝申し上げます。まさに政党を超えたチームワークの結晶のたまものだと感慨無量であります。

横内知事におかれましては、条例の趣旨を反映され、必要な事業を早速前倒しで実施することとしております。例を挙げますと、ゲノム解析センターの整備や肝がん予防検診促進事業費補助金、あるいは、がん患者サポートセンターの設置などなど、新規事業を含め平成24年度当初予算では、約9億3,000万円を編成され、がん対策日本一の県を目指すと言われました。これは条例の内容を大いに理解され、皆が丸となってまさにチームワークで推進を図っていくとする画期的な姿勢のあらわれであると、大いに評価するものであります。まさに暮らしやすさ日本一に一步も二歩も近づくものであると思います。

それでは、条例の内容に照らし合わせての質問に入りたいと思います。

まず、本県のがん対策推進条例の特徴として、全国で2番目に明記されている第10条にあります、がん教育の推進については、今後、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

古屋福祉保健部長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。がん教育につきましては、がん対策推進条例普及啓発事業として予算計上しております。この事業により、一般県民向けのパンフレットを作成いたしまして、これを全戸に配布をして、がんの知識などの普及啓発を行いますとともに、学校におきましては、教材として活用できるリーフレットを作成いたしまして、これを活用して保健学習の授業などで、がんの現状などについて学習に取り組んでもらうなどいたしまして、がん教育の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

飯島委員

がんの発症のメカニズムは、生活習慣によるものや、遺伝子の変異によるものなど複雑で多岐にわたっています。子どもに正しく理解させるためには、文章中心のリーフレットやチラシの説明だけでは不十分ではないかなと考えます。

そこで、わかりやすいビジュアル的な教材や、動画などを補助的に使用する

ことによって、子どもの理解度が上がるような効果が期待できるものを使ってはいかがかなと、御所見をお伺いします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。がん教育の教材の内容や、動画等の活用方法につきましては、対象学年をどうするかなども含めまして、今後、教育委員会と十分に検討して実施をしてみたいと考えております。

また、日本対がん協会というところがございますが、この協会ががん教育に力を入れることを目的に、昨年作成をしたDVDがございます。教材としても大変わかりやすい内容となっておりますので、これを購入し活用することを検討してみたいと考えております。以上でございます。

飯島委員 有効な教材があるということですから、既存の計画にとらわれずに使用していただきたいと思えます。

また、子から親へのメッセージ事業とありますが、具体的にどのような事業か、お伺いしたいと思えます。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。県内には合わせて318の幼稚園と保育所がございます。そこに約2万4,000人になりますが、子どもたちがおいでになります。これら子どもたちの協力を得て、例えば県がつくった検診の受診を呼びかけるメッセージが書かれた画用紙等に、親御さんの似顔絵などをかいていただきまして、これを手渡すということで、検診の促進につなげることをねらいとしているものでございます。以上でございます。

飯島委員 親が子どもの作品と同時にメッセージを受け取るということで、がん検診の周知、促進効果が私も期待できると思えます。この取り組みのアイデアはとてもいいと思えますが、平均的な幼稚園児のレベルでは、まだがんを理解するのは一般的に難しいと思えます。せめて小学生になれば自分の頭で考え、そのメッセージを親に送ることができるのかなと思えますが、その辺の御所見をお伺いします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。子から親へのメッセージ事業であります。子宮頸がんなどのがんでございますけれども、20歳代の後半から罹患率が高くなるということがわかっておりますので、こうした若年層に多く発生しますがんの早期発見を推進するために、できるだけお母さん方を中心に若い親御さんを対象に、がん検診の受診を呼びかけるということをおねらいとしております。このため、園児さんの協力を得たいと考えております。

一方、小学生につきましては、学校保健におきまして病気の原因や予防の方法などを学習いたしますので、子どもたちが自発的に家庭の中で、こういった学習内容を話題にしてもらいながら、親御さんの検診受診の促進につながるということを期待しております。以上でございます。

飯島委員 次にいきます。がんの死亡率を減少させるためには、何といたっても早期発見、早期治療というのが古くて新しい問題であります。政策の一丁目一番地であることは間違いありません。そのため、本県でもこれまで早期発見に最も効果的である検診の受診促進をしてきました。しかし、受診率の向上というのはなかなか容易ではないと私も理解しております。そんな環境下の中で、今回のがん検診受診率向上連携事業検討費の内容は一体どんなものかお伺いします。

横内知事

ただいま委員が御指摘ありましたように、県民の皆さんにがん検診を受診してもらおうというのは、がん対策の一番の基本だと思っております。

したがって、このがん検診受診率向上の目標を定めて、促進をしていきたいと考えるわけでありますけれども、現在、ちょっと困ったことに、この受診率の数字が正確に把握できないという状況でございます。市町村が実施しているがん検診の受診率はわかるわけでありますが、各職場でやっているがん検診については、どれだけの人が受診しているかわからないということでございます。したがって、県民全体の受診率の数字がとれないということがございますので、これを市町村や医師会とか、検診機関とか、そういうところの協力をいただいて、各職場におけるがん検診の受診状況というものを正確に把握できるようにして、市町村のものと統合して受診率の数値をしっかりと把握をし、そして、受診率の目標を達成するいろんな施策を推進していくということにしております。

そういうことをやって、詳細なデータを活用しながら、より効果的な受診率向上のための対策をとっていき、そのための前提として、受診率の正確な数字を把握をするという事業として、こういうものやろうとしているということでございます。

飯島委員

せっかくいい条例もでき、あるいは、横内知事は前から子宮頸がんのワクチンの公費助成、すばらしい事業をしておりますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

また、検診に当たっては、ただやみくもに一定の検診をするのではなくて、その品質管理というものが大事だと思います。いわゆるがん検診の精度管理の必要性があると思えますが、これについての見解を求めます。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。がん検診の実施状況につきましては、専門のドクター等で構成されております生活習慣病検診管理指導協議会というのがございますが、この協議会を毎年開催をいたしまして、各検診ごとの検診の受診率、そして、がん発見率のデータなどの分析を行っております。これを踏まえまして、精度管理を含めた検診事業の評価でありますとか、今後の進め方などについて指導・助言をいただいております。

また、協議会からいただきました指導・助言につきましては、市町村担当者会議や検診機関の連絡会議がございます。この連絡会議を通じまして情報を共有をし、検診体制の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

飯島委員

最後に、本県の条例特徴として、第11条がん医療の充実で、がん医療と歯科医療の連携の支援というのが明記されております。大きな反響を呼んでおりますが、具体的にはどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。がんの手術の前、それから、手術の後に口腔ケアを実施するということが、がん治療に大変効果的でありまして、また、患者の療養生活の質の向上にもつながるということでございます。本県におきましては、本年度から都道府県がん診療連携拠点病院となっております県立中央病院と県の歯科医師会との間で、がん医療のための医科歯科連携を取り組むということで、現在、協議が進められておりますので、県といたしましてもがん対策推進条例の趣旨を踏まえまして、この取り組みを支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

飯島委員

全国初のことですから、まず最初が肝心ですから、しっかりやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（安心して出産できる環境づくりについて）

木村委員

同じくフォーラム未来、木村富貴子です。

予算概要79、80、81ページに基づきまして、まず、安心して出産できる環境づくりについてからお伺いをいたします。

出産は、妊婦本人はもとより、家族にとりましても人生の一大事であります。ですから、少子化が叫ばれる中、安心して出産できる環境づくりは大きな社会の問題でもあります。

これまでの出産を取り巻く環境の変化を振り返ってみますと、以前では、助産師により自宅で出産することが当たり前でしたが、昭和30年代から町立母子センター等の施設が整備され、こうした施設を活用するようになりました。私の町、旧竜王町におきましても、昭和三十七、八年ころだったでしょうか、センターが整備されまして、私自身、昭和40年代にこの母子センターで助産師さんにより、息子の出産をいたしたところでございます。その後、県内各地におきまして産科医院が開業され、医院によって出産することが通例となったところでございます。

しかし、近年になりまして、お産ができる病院や医院の減少が続いております。平成16年には24あったものが現在では15に激減をしています。それらの病院等は甲府周辺に集中しております。特に峡南地域や峡北地域、南アルプス、そして、我が甲斐市も昨年からは皆無となってしまいまして、今までであるとはばかり思っていた産院が、振り返らないという、そんな状態になってしまったのであります。

こうした中、私は去る2月1日、県議会の周産期医療研究検討協議会の研修としまして、静岡県浜松市の浜松医療センターを訪れました。この病院は606床の総合病院で、山梨県立中央病院と同規模の病院でありました。そこでは平成21年4月にメディカルバースセンターを設置していました。同センターは、院長、周産期センター長を初め、院内の産科医や小児科医、それから、助産師、看護師の協力のもと、正常なお産は助産師のサポートのもとで分娩し、ハイリスクな場合など医療が必要となった際には、いつでも医師のサポートが受けられる体制が整っていました。

さらに、妊婦検診は地域の産科医院で、分娩は緊急事態に対応できる病院で行うオープンシステムをも採用しておりまして、初診から退院後の療養指導まで、かかりつけ医による一貫した診療が行えます、すぐれた取り組みでありました。まさに目からうろこの研修でありました。私はこれまでも議会の場で、安心して出産できる環境づくりを訴えてきたところですが、このような先進事例がお隣の県にあるのですから、産科医が減少する中、こうした事例を参考に本県におきましても、これまで以上に助産師の活用や病院との連携を進めるべきと考えます。

そこで、まず、予算概要80ページの妊婦の安全・安心ネットワーク事業費について伺います。

県では、平成20年からこの事業を実施することにより、検診を行う医療機関と分娩を取り扱う病院が連携を図るとともに、助産師を活用し、分娩をとりやめた地域の妊婦さんをサポートされておりますが、これまでの実施状況や成果、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

古屋福祉保健部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。平成20年4月になりますが、都留の市立病院が分娩の休止を余儀なくされましたことから、県では同年の10月から、まず身近な都留市立病院において、産科医による検診や助産師のきめ細やかな保健指導を受けた上で、山梨赤十字病院でお産を行うという、セミオープンシステムと呼んでおりますが、このシステムを運用いたしまして、年間200名近い妊婦さんがお産を行っております。

また、昨年5月から、塩山市民病院と山梨大学医学部附属病院または市立甲府病院との間でも、新たなセミオープンシステムの試行を開始をしたところでありまして、これまで市立甲府病院において6例の分娩が行われております。今後は、システムの検証を行う中で、分娩取り扱い医療機関のない地域への拡大に向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

木村委員 セミオープンシステムは、本当に身近な地域で妊婦さんが安心して検診や保健指導を受けられるすぐれたシステムであります。今後、各地域へ拡大していくことを期待しております。

次に、助産師外来導入促進事業費についてであります。

先ほど申し上げましたように、分娩取り扱い医療機関の減少によりまして、病院に勤務する産科医の勤務環境が厳しくなっているとも聞いています。助産師の活用は産科医の負担の軽減にもつながります。

そこで、県では、周産期医療提供体制の確保を図るため、山梨大学に寄附講座を開設し、助産師外来や院内助産を推進しておりますが、これまでの実績や事業効果についてお伺いしたいと思います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。県では平成20年度から山梨大学に寄附講座を設置いたしまして、助産師外来や院内助産の推進に向けた研修を実施いたしますとともに、助産師業務マニュアルを作成をし、助産師の資質の向上に努めてまいりました。これまで助産師外来研修につきましては、109名の助産師、それから、院内助産研修につきましては73名の助産師が受講をしております、県内の分娩取り扱い医療機関等において活躍されているところでございます。

こうした取り組みによりまして、助産師外来につきましては、現在、分娩を取り扱う7病院のうち6病院で実施をしており、年間2,500人を超えるペースで検診や保健指導が行われております。また、院内助産につきましては、県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の2つの病院で実施されております。平成21年11月の開始以降、現在まで54例を数えております。分娩数も着実に増加してきている状況でございます。以上でございます。

木村委員 ぜひとも、今後、助産師外来や院内助産に対応できるたくさんの助産師を養成されるようお願いをいたします。

次に、周産期母子医療センター支援事業費についてであります。

本県では、県立中央病院に総合周産期母子医療センターが設置され、救急搬送を受け入れるなど、高度な周産期医療が提供されておりますが、正常分娩については助産師を活用した助産師外来や院内助産が実施されていると聞いております。ちょっと先ほども話が出ました。

そこで、中央病院における助産師の活用状況と、今後の取り組みにつきましてお伺いをしたいと思います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。県立中央病院におきましては、早産や内科合併症な

どのハイリスク分娩が全体の分娩件数の約7割を占めておりまして、24時間、ハイリスク分娩に対応できる県内唯一の総合周産期母子医療センターとしての役割を果たしております。また、こうした高度な周産期医療の提供とともに、平成21年8月から助産師外来を、さらに平成22年7月からは院内助産を開始をしております。年間延べ600件を超えるペースで妊婦検診が行われております。このうち本人が希望し、一定の基準を満たしている妊婦さんにつきましては、院内助産を行っているところでございます。

今後とも県立中央病院におきましては、ハイリスク分娩にいつでも対応できる高度周産期医療の提供を確保しながら、助産師の活用を図り、助産師外来や院内助産にできる限り対応してまいることとしております。以上でございます。

木村委員

県立中央病院はハイリスク分娩の最後のとりでであります。大変重要な役割を担っていることは承知をいたしましたし、以前からそのことは十分に認識を持っているところであります。正常分娩につきましても、件数はちょっとはつきりおっしゃいませんでしたけれども、助産師を活用して、やはり分娩数をふやしていけるように期待をいたしております。

最後に、オープンシステムについてであります。先ほどのお答えによりますと、塩山市民病院と山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院の間でセミオープンシステムが試行され、今後の拡大に向けた検証や検討がなされているとのことであります。

そこで、浜松医療センターで実施されているようなオープンシステムの導入について、県のお考えをお伺いしたいと思います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。オープンシステムと申しますと、地域の産科のクリニックのドクターが病院の協力を得て分娩を扱うというシステムでございます。このために、これを運用するためには身近な地域にかかりつけの産科医が確保されていることや、受け入れ病院の医療スタッフの充実や理解が必要であります。

一方、そうした中で、本県におきましては産科医が不足をしております。お産ができる診療所が年々減少しております。限られた医療資源を有効に活用していくという必要がありますことから、分娩を行う病院の産科医が地域の病院に出向いて検診を行うという、本県独自のシステムでございますが、そういったセミオープンシステムの試行を始めたところでございます。システムの検証を今後行いますとともに、その拡大に向けた方策について、検討を進めているところであります。

まずは、本県の実情に合ったセミオープンシステムを、分娩を取り扱う医療機関のない地域に広げていくことによりまして、妊婦さんの負担を軽減し、身近な地域で安全で安心な産科医療が提供できるよう目指していきたいと考えております。以上でございます。

木村委員

わかりました。それぞれの地域に合った方式ということをおっしゃられたと思うんですけども、今まで産科婦人科をやっていたところで、産科だけやめた病院もありますので、ぜひとも今後ともさらに検討していただきたいと思えます。

次に、産科医療に係る人材の確保に移ります。79ページの産科医育成・確保支援事業についてであります。

全国的な地方における医師不足は、依然として大変厳しい状況にあり、特に産科医については危機的な状況にあります。こうした中、県では産科医育成・

確保支援事業を平成24年度新規事業として行うこととしておりますが、事業の内容はどのようなものであり、この事業により、どのように産科医の確保・定着を図っていくのか、お伺いをしたいと思います。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。若手の医師を確保するためには、すぐれた指導医の確保と魅力ある臨床研修プログラムの提供が不可欠であります。このため、産科医育成・確保支援事業をこのたび創設をいたしまして、県内すべての分娩取り扱い病院が、後期研修医を受け入れる統一したプログラムを作成し、共同で研修医を確保する、そういった取り組みに対し支援することとしております。あわせて、産科専門医を目指す動機づけのために、この統一研修プログラムに参加する後期研修医に対し、年60万円の奨励金を3年間交付することとしております。

去る2月25日と26日に開催されました統一研修プログラムの説明会には、研修医や医学生など十数名が参加をいたしまして、明年度はこのうち4名がこの統一研修プログラムに参加をしていただけたという見込みとなっております。こうした高度な周産期医療から正常な分娩までを、満遍なく学ぶことができる質の高い研修プログラムを提供することにより、毎年、継続して後期研修医を確保し、県内産科医療機関への定着につなげてまいる考えでございます。以上です。

木村委員

わかりました。

では、最後になりますが、助産師の確保についてお伺いをいたします。81ページの看護師等修学奨励費についてであります。

本県では、山梨大学と山梨県立大学で助産師の助産師課程が設置をされていると聞いています。両大学で養成した助産師は県内に引きとめる努力が必要です。県において、看護職員確保を図るため実施している看護師等修学奨励費につきましても、助産師も対象となっておりますが、この奨励費の貸与を受けた助産師が、どれくらい地元で定着しているのか、お伺いをいたします。

古屋福祉保健部長 お答え申し上げます。山梨県において助産師課程が設置されている学校は、山梨大学と山梨県立大学の2つの大学でございますが、毎年10名程度が助産師国家試験に合格をしております。平成23年4月でございますが、両大学において11名が助産師資格を取得をし、このうち8名が県内病院に就業しており、看護職員修学資金の貸与者はすべて県内に就職をしております。さらに、県外の助産師養成所を卒業いたしまして、助産師資格を得た看護師10名が県内の病院に就職をしております。

また、平成20年度からは、県外の助産師養成所で助産師資格の取得を目指す学生に対しまして、優先的に修学資金を貸与をし、県内への助産師のさらなる確保・定着に努めているところでございます。この制度を活用し助産師資格を取得した助産師は4名に上り、全員が県内に就職をしております。以上でございます。

木村委員

何か大変安心をされましたといいますか、先生が少ない分を少しでも助産師がという、さっき私も申し上げましたので、その点はちょっと安心をいたしました。すべてがというところがありがたいことだと思われました。以上で安心してお産ができる環境づくりについての質問を終わります。

出産にかかわる助産師の仕事というのは、命をはぐくむという生きがいのある仕事であると思います。私は助産師が使命感に燃えて、情熱を持って助産師

外来とか、それから、院内における助産師分娩を行う、働く場所の確保をさらに大きくなることを願ってやみません。そのことが助産師を目指す学生たちにも、先輩たちの生き生きとした、自信を持った、誇りを持って働く姿に、すばらしい仕事だとあこがれを持ち目指すことになるとも思うのであります。引き続き、積極的にこれらの事業を推進されることを望みます。

（防災対策への女性の視点の活用について）

次に、防災対策への女性の視点の活用についてお伺いをいたします。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から1年が経過する中、連日、被災地における厳しい現状が報道されておりますが、被災地での復旧・復興に向けた取り組みが進展し、被災者が一日も早く平穏な生活を取り戻すことを心より願っています。

この震災以降、各地域におきましては、大変活発な防災への取り組みが行われています。災害時の対応の反省として、女性の参画や女性の視点が欠けていたとの多くの声が聞かれました。女性の視点を取り入れることで、災害時における一層の安心・安全を築くことができると考えます。

そこで、まず、予算概要90ページ、地域防災力強化戦略推進事業の地域防災リーダーの養成とはどのような内容か、お伺いをいたします。

田中総務部長 お答え申し上げます。地域防災リーダーには、災害発生時に初期消火、救出・救護、ボランティアの受け入れや連携、さらには、避難所の運営などについて自主防災組織を指導し、率先して行動することが求められるものでございます。地域防災リーダー養成講座では、地域県民センターが中心となりまして、圏域ごとに自主防災組織や自治会の役員などを対象とした研修を、年一、二回開催することを予定しております。以上でございます。

木村委員 そこで、防災リーダーへの女性の参画についてですが、地域の防災リーダーとして女性の参画も必要ではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

田中総務部長 お答え申し上げます。男女双方の視点に配慮いたします防災対策を進める観点から、防災分野への女性リーダーの参画は必要であると考えております。例えば、避難所におきますプライバシーへの配慮、子どもなど災害弱者への暴力防止など、地域におけます生活者の多様な視点を反映した防災対策の実現や、災害時におきます女性や災害時要援護者の安全・安心の確保という観点で、女性の視点を取り入れることは大変重要であると考えております。

第2次やまなし防災アクションプランでは、先ほど御質問いただきました地域防災リーダーの養成講座受講者の30%を、女性にするということを目指していただいております。積極的に女性リーダーを養成してまいりたいと考えております。以上でございます。

木村委員 わかりました。

次に、避難所における対応についてですが、東日本大震災において、避難所で女性はもとより、先ほどもお話に出ました障害者や高齢者など災害時要援護者が、大変な状況であったと聞いておるわけですが、こういう教訓を事業に生かすべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

田中総務部長 お答え申し上げます。東日本大震災の教訓を踏まえまして、女性や障害者団体などの御意見をいただきながら、避難場所としての社会福祉施設の利用促進、

DVなど被害者相談体制の整備や、女性、子育て家庭に配慮した避難所運営の普及啓発など、女性や災害時要援護者に配慮した具体的な施策を、現在、案をお示ししております第2次やまなし防災アクションプランに盛り込んでございまして、これを着実に実行してまいりたいと考えております。

10月に南部町で実施予定である県の地震防災訓練というのがございます。ことしの10月に実施予定でございますが、ここにおきましても、従来やってきたような授乳室や更衣室だけではなくて、例えば女性用の物干し場を設置するなど、女性や災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営訓練を実施予定でございます。以上でございます。

木村委員

わかりました。最近では地震ばかりではなくて台風もですけども、水害でもすごい水害が、大きな害が起こるということで、本当に災害が多くなっていますので、このことはきちんとしていただきたいと思っています。

（農産物ブランド強化総合戦略実践事業費について）

次に、予算概要38ページの農産物ブランド強化総合戦略実践事業費について伺います。

私は、農家がやる気を持って農業に取り組んでいくためには、丹精込めてつくった農産物が有利に販売され、農家の収益が向上することが最も重要と考えています。県では、昨年、生産・流通・販売の有識者等で構成する山梨県農産物販売戦略委員会を設置し、ブランド力の強化、輸出の促進、需要の開拓と販路拡大についての議論を重ねられ、先月には、知事に「山梨県産農産物の販売競争力の強化に対する提言」を提出をされました。本県には日本一の桃やブドウがありますが、これら山梨の農産物の販売競争力を高め、消費者に選んで購入していただくことこそが必要であると感じています。

そこで、農産物ブランド強化総合戦略実践事業費についてお伺いをいたします。

この事業では、県内農産物のブランド力や販売力の強化を図るため、新たな認証制度とロゴマークを作成するということですが、新たな認証制度では県下の各地域ブランドを包含する形で再構築し、そのブランド力を結集して消費者にやまなしブランドの浸透を図ると聞いております。

そこで、県下の地域ブランドをどのように包含してやまなしブランドとするのか、お伺いをいたします。

横内知事

現在、特選農産物認証制度、「山河旬彩」というのがあるわけですが、これをやめまして、新しい認証制度をつくるということにしております。この新しい認証制度では、一定の基準を満たす地域ブランドを、山梨を代表する農産物として認証するというようにしてございまして、地域ブランドというのが、例えば春日居の共選所であれば「風雅香桃」という名前が、ブランド名で化粧箱に特に質のいい桃を入れて販売をしたり、山梨の共選所では「旬果秀桃」という、これは当て字ですけども、それを化粧箱にしている。そういう地域、地域のブランド名を出して、いいものを売っているわけですが、そういうふうなものの中から一定の基準を満たすものを、新しい認証制度で認証していくということにしております。したがって、地域ブランドの基準と県の新しいブランドの基準、双方を満たす農産物が、産地としても、県としても誇れる農産物として、この制度で認証されることになっているわけでありまして。

明年度はこの地域ブランドの力を結集して、国の内外のトップセールスに取り組みまして、農家が丹精込めてつくった農産物が、できるだけ高く取引され

るように努力をしていきたいと考えております。

木村委員 今お聞きしました「山河旬彩」というのは、字を見るととてもすばらしい何かいい字だし、「風雅香桃」というのも本当にいいと思うんです。ですが、やまなしブランドという力強い大きなきちんとしたものがあるほうが、やっぱり有利だななんて思いながら伺っておりました。地域のブランドの力を結集することによって、非常に大きな力となって、消費者にやまなしブランドが浸透することを期待をすることであります。

次に、この新たな認証制度では、具体的にどのような基準で認証する制度となるのか、お伺いをいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。基準に関しましては、まず、出荷される農産物に対し、糖度や大きさなどについて、一定のレベルの品質基準を設定することとしております。さらに、農産物を出荷する団体に対しては、消費者から信頼される産地であることや、安全・安心に関する取り組みなどの認証要件を設定したいと考えております。よって、これらの品質基準と団体要件の両方を満たす農産物が、新しい県の認証農産物となることとなります。以上であります。

木村委員 わかりました。大変いいアイデアだと思います。生産者の努力によりまして、築き上げられたすぐれた地域ブランドの力を結集することによって、全国から山梨の県産農産物にラブコールが寄せられ、農家が一生懸命つくった農産物が消費者の信頼を獲得し、やっぱりやまなしブランドはいいと、優先的に購入をされることを期待をいたしております。

そこで、最後になりますけれども、平成24年度、新たな認証制度の対象品目と、具体的なスケジュールについてお伺いいたします。

松村農政部長 ただいまの質問にお答えします。明年度の対象品目でございますけれども、全国一の生産量を誇る桃やブドウ、ス桃などを中心に考えていきたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、現在、認証基準などについて農業団体等を交えて検討を行っております。5月下旬に開催を予定している農産物販売戦略委員会で、この基準に基づいて認証する地域ブランドなどを決定していきたいと考えております。また、7月のトップセールスでは、あわせて作成するロゴマークなども発表する予定としております。以上であります。

以 上

予算特別委員長 望月 清賢